

令和元年
9月 宮崎県定例県議会会議録

令和元年9月9日開会
令和元年10月15日閉会

令和元年九月宮崎県定例県議会会議録

9月9日（月）

令和元年9月9日（月曜日）

午前10時0分開会

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冏師博規	（無所属の会 チームひびか）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冏師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
公安委員長	藤田紀子
警察本部長	阿部文彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和藤安伸
議事課長	齊藤高彦
政策調査課長	日高民治
議事課長補佐	鬼川真三
議事担当主幹	山口修隆
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 開 会

○丸山裕次郎議長 これより令和元年9月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事に先立ち、一言申し上げます。

先日の佐賀県を中心とした豪雨による災害で、4名の方がとうとい命を落とされるなど、多くの方々が被害に遭われました。この災害により亡くなられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

◎ 会議録署名議員指名

○丸山裕次郎議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、会議録署名議員に、佐藤雅洋議員、田口雄二議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 次に、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る9月2日の閉会中の議会運営委員会におきまして、本日招集されました、令和元年9月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計25件、その内訳は、補正予算2件、条例10件、予算・条例以外13件であります。このほか6件の報告があります。また、決算議案などが

追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から10月15日までの37日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、9月12日から2日間の日程で代表質問、17日から3日間の日程で一般質問を行います。

一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。9月20日から3日間の日程で、各常任委員会を開催し、30日の本会議で、付託されました議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

引き続き、決算議案を上程し、10月3日の本会議で決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。決算特別委員会は、10月3日から10日までの間に開催し、10月15日の最終日に、決算特別委員長の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び決算以外の特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○丸山裕次郎議長 会期についてお諮りいたし

ます。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月15日までの37日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第25号まで上程

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第25号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。令和元年9月定例会議会の開会に当たりまして、まず、お見舞いを申し上げます。

8月27日から九州北部に降った大雨により、佐賀県を中心に浸水等の大きな被害が発生しております。お亡くなりになった方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

本県としましては、国や九州地方知事会と連携して、支援に努めるとともに、さらなる防災・減災、国土強靱化対策に努めてまいります。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、4点御報告をさせていただきます。

1点目は、「2019 I S Aワールドサーフィンゲームス」の開催等についてであります。

「2019 I S Aワールドサーフィンゲームス」が、一昨日、9月7日に宮崎市木崎浜海岸において開幕し、15日まで開催されます。本大会は、東京オリンピックで正式種目となったサーフィン競技の出場選手選考大会の一つとなっておりまして、オリンピック本大会以上に多くの世界のトッププロサーファーが参加する、国際的に注目度の高い大会であります。

また、あすからは、本県でラグビーワールドカップに向けたラグビーイングランド代表チームの合宿も実施されます。

6月から7月にかけて行われたラグビー日本代表の合宿に続き、8月には東京オリンピック・パラリンピックに向けたカナダとイギリスのトライアスロン・パラトライアスロンチームの合宿も行われるなど、本県のスポーツ環境が世界からも評価されていること、また、「スポーツランドみやざき」の取り組みが一段上のステージに進んでいることを実感しているところでありまして、こうした動きを本県のさらなる発展に結びつけてまいります。

2点目は、ブラジル宮崎県人会創立70周年記念式典への参加等についてであります。

先月25日、ブラジル・サンパウロ市におきまして、ブラジル全土から本県出身者やその家族など約270名が参加し、「ブラジル宮崎県人会創立70周年記念式典」が盛大に開催され、私も、山下副議長を初め、県内の関係者の方々とともに参加し、節目となる70周年をお祝いしたところであります。

また、隣国アルゼンチンも訪問し、創立55周年を迎えるアルゼンチン宮崎県人会との交流会を開催いたしました。両国での心温まる歓迎と現地県人会の皆様のふるさと宮崎に対する熱い思いに接し、大いに感銘を受けたところであり

ます。

さらに、南米訪問にあわせまして、県産品の重要市場であるアメリカにおいて、宮崎牛や宮崎県産キャビアの輸出拡大に向け、パートナー企業を訪問するなど、トップセールスを行ってまいりました。

今回の訪問を契機に、現地県人会を初め世界各国で活躍されている本県出身の皆様と本県とのきずなをより強固なものにするとともに、今後の県産品の輸出拡大に取り組んでまいります。

3点目は、高速道路の整備についてであります。

先月7日に国土交通省から、九州中央自動車道高千穂日之影道路日之影深角インターチェンジ―平底交差点間の2.3キロメートルが、令和3年内に開通する見通しであると発表されました。

また、東九州自動車道において、県内3カ所目のスマートインターチェンジとなる「国富スマートインターチェンジ」が10月6日に開通する運びとなったところであります。

御支援いただきました県議会の皆様を初め、御尽力をいただきました国土交通省や関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通を目指し、全力で取り組んでまいります。

4点目は、一ツ葉有料道路についてであります。

物流や観光面に加え、災害時に重要な役割を果たす一ツ葉有料道路につきましては、料金徴収期間を令和2年2月までとし、その後は無料開放することとしておりました。

しかしながら、南海トラフ地震の発生が懸念される中、昨年2月にはその発生確率が高まる

という評価がなされ、また、9月には国から、国土強靱化に向けた緊急対策を集中的に実施する方針が示されたところであります。このことから、一ツ葉有料道路の耐震対策等をどのように進めていくのか、一旦立ちどまって、改めて検討を行うこととしたところであり、県議会や有識者会議の御意見も伺いながら、有料継続の可能性も含め、慎重に検討を進めてまいりました。

「予定どおりの無料化を望む」との御意見もある一方で、有識者会議では、「一ツ葉有料道路は重要な道路で、耐震対策は早期に実施すべきである。このため、対策がおくれることのないよう有料継続もやむなし」との意見が取りまとめられたところであります。

私といたしましては、さまざまな要素を総合的に勘案し、熟慮した結果、県民の生命、安全・安心な暮らしを守る観点から、災害発生時の救急・医療や支援物資の輸送等を担う大変重要な道路である一ツ葉有料道路については、早期に橋梁部の耐震対策や津波発生時の避難誘導に関する事業を実施することが重要であり、これらの財源を確保するためには、料金徴収を継続する必要があるとの判断に至ったところであります。

なお、料金につきましては、県民の皆様の負担を少しでも軽減するため、現在の通行料金を引き下げた上で、徴収期間を10年間延長したいと考えております。

このため、今議会に、一ツ葉有料道路の事業変更に係る議案を提案しておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

今後とも、防災・減災、国土強靱化対策に全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計63億9,891万3,000円、公営企業会計1,198万9,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は、6,115億8,685万円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金1億7,226万7,000円、繰入金1,150万円、繰越金61億7,049万3,000円、諸収入375万3,000円、県債4,090万円であります。

以下、一般会計補正予算案に計上いたしました主な事業の概要について、御説明いたします。

まず、「佐土原駅バリアフリー化設備整備費補助事業」につきましては、鉄道を利用する高齢者や障がいのある方々の移動の円滑化及び安全性を向上させるため、JR佐土原駅のバリアフリー化整備を支援するものであります。

次に、「マイナンバーカード普及促進事業」につきましては、制度の理解及び取得の促進を図るため、広報や普及啓発を実施するものであります。

次に、「被保護者健康管理支援事業の実施に向けた調査・分析事業」につきましては、生活保護受給者の健康管理支援のため、医療に関する情報の調査分析を行うものであります。

次に、「五ヶ瀬中等教育学校生徒寮改修事業」につきましては、入学者選抜における募集定員を男女同数とすることに伴い、寮の改修を行うための設計を行うものであります。

主な事業についての説明は以上であります。これらの事業のほか、平成30年度の決算により生じた剰余金の一部について、地方財政法の規定に基づき、県債管理基金への積み立てを

行うこととしております。

最後に、債務負担行為の設定についてですが、「漁海況変動等対策資金利子補給事業」につきましては、不漁の影響を受けた漁業者の経営の維持安定を図るため、運転資金に対する利子補給制度を創設し、債務負担行為を設定するものであります。

また、「宮崎県道路公社が一ツ葉有料道路の事業計画を変更することに対する債務保証」につきましては、先ほど御説明いたしました事業計画の変更に当たり、料金徴収期間満了時に同公社に残存する債務額を保証するために、債務負担行為を設定するものであります。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、エネルギー消費性能向上計画の認定において、複数建築物の連携によるものも対象となることに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第4号「河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例」は、消費税率の引き上げに伴い、国土交通大臣が定める発電用流水占用料の上限額が引き上げられることから、関係規定の改正を行うものであります。

議案第5号「都市公園条例の一部を改正する条例」は、宮崎県総合運動公園に新たなトレーニング場を設置することに伴い、名称及び使用料を定めるため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第6号から議案第9号につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与等

を定める条例等を制定するものであります。

議案第10号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、人事院規則の改正に伴い、身辺警護等作業手当の護衛対象者の適用範囲を拡大するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第11号「宮崎県がん対策推進条例の一部を改正する条例」は、健康増進法の一部改正により、受動喫煙の定義が変更されたことに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第12号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、県立都城きりしま支援学校小林校の本校化に伴い、現校名を廃止し、新しい校名を定めるため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第13号から議案第15号につきましては、防災・安全社会資本整備交付金事業国道219号小春工区(仮称)小春2号トンネル工事及び同事業における主要地方道高鍋高岡線本庄橋工区本庄橋上部工工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第16号は、防災拠点庁舎における移動書庫の取得について、財産に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第17号は、先ほども触れましたが、宮崎県道路公社が行う一ツ葉有料道路の事業内容の一部変更に係る同意について、道路整備特別措置法第16条第2項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第18号は、教育委員会委員高木かおる氏が、令和元年10月9日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく高木か

おる氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第19号から議案第25号につきましては、土地利用審査会委員7名が令和元年10月24日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

このうち議案第20号は、山口英之氏の後任委員として、上村芳朗氏を、議案第21号は、蒲生芳子氏の後任委員として、細山田三保子氏を、また議案第19号ほか4議案につきましては、町元真也氏ほか4名の後任委員として、同じく、町元真也氏ほか4名をそれぞれ任命いたしたく、国土利用計画法第39条第4項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要等について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす10日から11日までは、議案調査のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、12日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時19分散会

9月12日（木）

令和元年9月12日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冏師博規	（無所属の会 チームひむか）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冏師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
警察本部長	阿部文彦
選挙管理委員長	米良政美
職務代理者	
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	吉村久人

事務局職員出席者

事務局局長	片和元道
事務局次長	寄田伸
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	鬼川真治
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	山井尻隆
議事課主任主事	三倉潤太

◎ 代表質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。県議会自由民主党の幹事長を務めております右松隆央でございます。

国は来月から、消費税を現行の8%から10%へ引き上げることとなります。これは消費にかかわる大きな税制改革であり、県民生活はもちろんのこと、とりわけ県内事業所の大部分を占める中小・小規模事業者を取り巻く経済環境において、さまざまな影響が想定されるところであります。

平成元年の消費税3%の導入から平成9年の5%、そして平成26年の8%への税率改正に伴う過去の経済動向を各種データから振り返り、見えてくる課題に対し、今回、政府もさまざまな対策を講じているところではあります。これまで景気への悪影響を懸念し、2回にわたって4年間延期をしてきた来月からの消費税増税が、本県においてどのような影響を及ぼし、そして県はどう対策を講じていくのか、まずはそこから論じてまいりたいと思います。

過去2回の増税におきましては、実質GDP（国内総生産）の成長率を見れば、増税後に国内経済が鈍化したのは明らかであります。税率

を5%に引き上げた平成9年度は、前年比ゼロ%で、翌10年度はマイナス0.9%となっており、8%に引き上げた平成26年度も0.4%減と、5年ぶりに実質GDPがマイナスに転じておりません。特にGDPの6割を占める個人消費は、成長率を左右する重要な要素となっております。

5年前の平成26年4月に8%へ引き上げた際には、東日本大震災に対応するため、復興特別所得税が前年から導入されたこともあって、個人消費は、前年度の302兆円から294兆円と急落をしております。

このような過去の経験も踏まえ、政府は経済に影響を及ぼさないように、後ほど触れてまいります。あらゆる施策を総動員し、消費税率を上げても景気を冷やさないモデルケースとすべく、6兆円を超える対策を講じているところでありまして、来月以降の経済動向は大いに注目されるところであります。

そして、今回の消費税増税が本県の経済にどのような影響を与えることになるのか、その際、過去の増税後の県内における各種経済データはどうであったのか、そのときの経済動向を把握し10月以降と比較をしていくことは、今後の県政運営においても有益であると認識いたしております。

そこで、知事に、過去の消費税増税後の各種データ、とりわけ個人消費や県内企業の景気、景況感をどのように分析しているのか、また今後、その動きを注目される考えであるのかも含めてお伺いします。

あとは、質問者席にて質問を行わせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えします。

平成26年4月に消費税率が5%から8%に引

き上げられた際の本県経済の状況であります
が、まず個人消費につきましては、消費税率
引き上げの影響を受けやすいことから、消費税率
引き上げ前の駆け込み需要や、その後の反動減
が比較的顕著に見られたところであります。

当時の県内企業の景況感につきましては、
「日銀短観業況判断D.I.」や、県が実施した
企業動向アンケートを見ますと、県内中小企業
を含む企業の業況感は、消費税率引き上げ前
には上昇傾向にありましたが、消費税率引き
上げ後には下降に転じ、一進一退があるもの
の、約2年にわたり低い傾向で推移しまし
た。

今回の増税に関しましては、これまでの引き
上げ時の状況も踏まえ、さまざまな対策が講
じられると認識しております。

県としましては、引き続き、県内の景気や経
済の動向につきまして、しっかりと注視して
まいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○右松隆央議員 私自身も、10月以降の県内
経済の動向にはしっかりと着目をしてまいり
たいと考えております。

消費税増税がもたらすマイナスをどのよう
にして抑制していけるかが課題となる中、過
去の増税時の経験を生かして、引き上げ前
後の消費の平準化や、個人消費を落ち込
ませないためにも、前回、影響が大きか
った自動車や住宅などの高額商品におけ
る反動対策も含め、あらゆる施策を総動
員するとして、政府は数々の対策を講
じることとなりました。

一方で、非常に細かい税制改正となっ
ていることも否めない状況でございまし
て、導入に際し負担がかかっているところ
への対応も大事になってまいります。

今回の消費税増税では5兆6,000億
円、税収が

ふえると見込まれております。少子高
齢化で続伸する社会保障関係費が国の歳
出費の3割を占める中、今後も医療や
介護の制度を維持していくことと、子
育て世代への支援も拡充し、全世代
型対応の社会保障制度を構築するとし
て、人づくり革命と呼ばれる幼児教育
・保育の無償化や、所得が低い家庭
の子供の大学や専門学校の授業料の
免除や減額などに1兆7,000億円
を充てることとしております。

これに加えて、我が国で初めての軽
減税率の導入などで、合わせて家計
への負担は2兆2,000億円程度に
減額されると、日銀では試算して
おります。前回の5%から8%に
増税したときの8兆円に比べると、
家計への負担は4分の1程度にと
どまると想定をされているところで
あります。

そこで、改めて知事に、過去の消費
税増税における個人消費の落ち込み
などの教訓から、政府はさまざまな
施策を講じているわけですが、それ
についてどのような評価をしてお
られるか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 消費税率の
引き上げは、国や地方の厳しい財政
状況の中で、少子高齢化に対応する
ために必要なものと考えており
ますが、一方では、過去の増税時
のように、暮らしや経済への影響
も懸念されるところであります。

今回の引き上げに際しましては、
軽減税率の導入や、住宅・自動車
の購入に対する予算・税制措置
などによります需要の平準化対策
が講じられておりまして、現在
のところ、前回のような駆け込み
需要は見られていないところで
あります。

また、引き上げに伴う増収分につ
きましては、今回、幼児教育・保
育や高等教育の無償化

などに充てられることになっておりまして、本県にとりましても、大変重要な課題である子育て支援や人材育成の推進につながるものと考えております。

今後とも、引き上げ後の景気動向などを注視しつつ、状況に応じて、事業者に対する支援を初め、地方の実態を踏まえた必要な措置が講じられるよう、全国知事会等を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今回の消費税率引き上げに伴う施策で課題となっているのが、細かな税制に対する各事業所での対応であります。外食と酒類を除く飲食料品に適用される軽減税率、そして、現金ではなくキャッシュレス決済で商品を購入すると、中小の店舗では5%、コンビニなどのフランチャイズ加盟店では、増税分の2%を9カ月間に限りポイントで還元する制度、さらには、もう一つ重要な改正としまして、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス方式の段階的施行であります。

これらの細かな税制改正に、県内の事業所も対応していく必要が出てまいりますが、あと1カ月に迫る中、店舗などのレジや決済端末等の導入が間に合っているのかどうか。大企業などは、早い段階から軽減税率の対応に取り組んできたわけでありましてけれども、中小・小規模事業所では、制度の内容を詳しく知らなかったり、人手不足などで対応がおくれているケースも多いと伺っております。

そこで、商工観光労働部長に、来月からの消費税増税では、過去と違い細かな税制となっているわけでありまして、県内事業所の分野別の対応状況がどうなっているのか、お伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 軽減税率

やインボイス制度に係る事業所の対応につきまして、県全体の数字は持ち合わせてはいたるところであります。宮崎商工会議所が宮崎市内の中小・小規模事業者に対して実施したアンケートによりますと、8月末時点の軽減税率に対応したレジ導入の状況は、「導入済み」と「着手中」を除く「未着手」と回答した事業者が41%で、業種別では小売業で48%、サービス業で25%、飲食業で38%となっております。

また、インボイス制度に係る区分経理に対応した請求書等の対応状況につきましては、「対応済み」と「対応中」を除く「未着手」と回答した事業者が65%で、業種別では小売業で73%、サービス業で32%、飲食業で59%となっております。

キャッシュレス・消費者還元事業につきましては、10月1日の事業開始に向けて、加盟店登録の受け付けが進んでいる状況であり、9月5日現在、県内4,472店の中小・小規模事業者が申請を行っております。

また、加盟店登録には国の登録受付事務局の審査がありますが、現在、申し込みが急増し、審査に時間を要しており、当該審査を通過した加盟店数は、インターネット販売、通信販売を除いて、9月2日現在、1,756店となっております。

○右松隆央議員 直前の状況でレジ対応未着手が41%というのは、かなり厳しい数字ではないかと考えております。

消費税率の引き上げに伴い、中小企業・小規模事業者を対象に、さまざまな補助制度や支援策が講じられております。レジの導入費用への補助はもちろんでありますが、改修費、タブレット端末などの汎用機器やキャッシュレス決済の端末の導入費も補助メニューに入っており

ます。

そこで、改めて商工観光労働部長に、県として、県内事業所に対して各種補助制度や相談窓口の体制構築など、どのような支援策を講じていく考えであるのか伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県ではこれまで、軽減税率に対応したレジ導入や、キャッシュレス端末の導入等に係る国の補助制度につきまして、商工団体等と連携し、県内各地でのセミナーや説明会を開催するなど、制度の周知を図ってまいったところがございます。

特に、レジ導入の補助制度につきましては、期限が今月末と迫っておりますことから、商工団体等を通じた経営相談等の機会を捉え、事業者の取り組みを一層促してまいりたいと考えております。

なお、消費者がポイント還元を受けられ、事業者がキャッシュレス端末の導入や決済手数料の補助を受けられるキャッシュレス消費者還元事業の加盟店につきましては、10月以降も登録が可能でありますことから、引き続き、国や商工団体等とも十分連携し、周知に努めてまいりたいと考えております。

また、消費税に係る相談窓口につきましては、軽減税率等に係る相談窓口が、税務署や商工団体等に、買ったたきなどの転嫁拒否等に係る情報受付窓口が、県庁内のそれぞれの業種を所管する部局に設置されているところであります。

このような取り組みを通じ、県内の中小・小規模事業者が消費増税に円滑に対応できるよう支援してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今、部長が言われましたとおり、円滑な導入につながるように、しっかりと周知と支援、進めていただきますようお願いし

ます。

続いて、行政業務のICT化並びに公文書の一元管理についてであります。

ことしの5月に、行政手続を原則電子申請に統一するデジタル手続法が、国会で成立をしました。ことしから順次、例えば引っ越しをする際に、ネットで住民票の移転手続の準備をすると、その情報をもとに、電気やガス、水道の契約変更もできるようになり、また、死亡や相続などの申請もネットで完結できるように順次移行し、利用者の利便性を高めるとともに、行政の効率化につなげていく法律であります。

インターネットアンケートで、「ICTを使った行政サービスを利用したことがある」と回答した県民が7割近くに上った自治体もあります。公共施設でのネット予約や電子納税などは利用満足度が高い一方、防犯や防災関連の情報提供に一層のICT活用を求める声が多かったとの報告もあります。

そこで、本県のICTを使った行政サービスのうち、オンライン化をしている申請や届け出等の手続はどのような現状になっているのか、また、その利用状況について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 行政手続のオンライン化は、県民や企業の利便性の向上と行政事務の効率化につながる重要な取り組みだと認識しております。

このため県では、公共工事の入札や地方税の申告、県立図書館の貸し出し予約など、48の事務をオンライン化しておりまして、平成30年度に手続された方のうち、54.2%の方に御利用いただいております。

また、自動車を保有する際の検査・登録や自動車税の納付など、国と県にまたがる手続をオ

ンラインで一括して行うことができるワンストップサービスにも取り組んでいるところであります。

県といたしましては、行政手続の原則オンライン化を規定しましたデジタル手続法など国の動きも注視しながら、県民への利用促進をさらに呼びかけるとともに、行政手続のオンライン化について、一層の拡充を図ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今後とも、一層の拡充で県民の利便性を高めていただきたいと思います。

本県では、情報通信基盤の整備や、そのICTを最大限に活用した県民サービスの向上を図るために、3年前の平成28年7月に、宮崎県電子行政推進指針の改訂版として、「eみやざき推進指針」を策定しております。県行政の情報化に係る基本的方向性と今後の取り組みの内容が記載されておまして、おおむね4年をめどに見直すこととしておりますので、今まさに、その時期が近づいております。次期改定では、情報分野での急速な進展に呼応する形で、内容をさらに充実させていくことになろうかと考えております。

また、国では2年前の平成29年10月に、地方公共団体の「官民データ活用推進計画策定の手引」を公表し、令和2年度末までに全ての都道府県で計画策定を義務づけし、市町村では努力義務としたところであります。

計画に記載すべき内容として、行政手続のオンライン化やマイナンバーカードの普及・活用など5つの柱、そして、後ほど触れてまいりますが、医療や農林水産、防災など8つの重点分野で、地域の実情に応じて取り組み施策を検討し、実行までの計画を記載するとし、こちらのほうも、本県はことしの3月に策定を済ませて

おります。

民間分野においては、第4次産業革命に即した革新的技術の活用促進をどのように進めていくのか、そして行政分野においては、例えばオープンデータとしての地域経済分析システム、いわゆるRESAS（リーサス）と呼ばれているものでありますが、これを政策立案、あるいは評価等にどのように有効活用していくのか、また、ロボティック・プロセス・オートメーション、いわゆるRPAや、AIなど、新しいツールを活用し、いかに行政業務の効率化の領域を拡大していくか、今後本県が情報化を推進するにおいて、取り組むべき内容は極めて多いわけであります。

そこで、総合政策部長に、見直しの時期にきている「eみやざき推進指針」の改定内容とスケジュール、並びに革新的技術・データ活用もあわせて、本県における情報通信技術の利活用をどのように強く推進していく考えであるのか、お伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県では、行政の情報化に関する基本的方向を示した「eみやざき推進指針」に基づき、各種事務のデジタル化等に取り組んでいるところでございますけれども、掲げております6つの数値目標のうち、年500時間のテレビ会議の開催など、4つの目標につきましては、既に目標値を達成しているところでございます。

また、官民データの利活用など、業務を進める上での指針として、「宮崎県官民データ活用推進計画」を本年3月に策定し、デジタルマーケティングの導入など、データの利活用にも新たにに取り組んでいるところであります。

このような中、AIやロボット技術、IoT等の技術革新が急速に進んでおりますことから、

行政、民間における幅広い分野で新しいICTを活用することが重要であると考えております。

このため、県といたしましては、革新的技術やオープンデータの活用も踏まえながら、来年度以降、「eみやざき推進指針」のあり方も含めた内容の見直しを行い、県民の利便性の向上や効率的・効果的な取り組みを一層推進してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 推進指針を見直す際には、もちろん議会のほうにも出されると思いますが、先進的な要素をしっかりと盛り込んでいただきますようお願いいたします。

政府は、少子化に伴う将来的な自治体職員の減少を見据え、行政システムの保守・管理に係る負担を軽減していく必要があるとの考えから、全国の市町村で使われている現在の行政システムを同じ仕様に統一する方針を、ことしの6月に閣議決定された「Society 5.0への挑戦」と題した骨太方針の中に明記しております。

もちろん、市町村の実務担当者からの意見を踏まえ、まずは住民基本台帳などの情報を管理するシステムから仕様統一に着手し、来年夏までに全国共通の設計書を作成し、これに基づいて開発した新システムを各自治体に導入してもらい、その後、住民税や国保などのほかの行政システムにも仕様統一を拡大し、10年後をめどに完了したい考えであるとのことでもあります。

そこで、県職員の負担軽減並びに行政業務の効率化における本県の取り組み状況、そして今後、どのように取り組んでいくのか、あわせて、国が進める行政システムの標準化を見据えて対応をどう考えているのか、これは総務部長にお伺いします。

○総務部長（武田宗仁君） 県では、技術革新が目覚ましいICTを活用して、効果的・効率的に行政サービスを提供するため、ソフトウェア上の事務作業を自動化する、いわゆるRPAや、AI等による業務を推進することとしており、今年度から、県税業務での住所更新業務等の一部自動化や、児童手当業務のRPA実証などに取り組んでおります。

このような中、今、お話がありましたように、総務省の研究会において、2040年ごろまでに「スマート自治体」を実現することが提言され、その方策の一つとして、行政システムの標準化が掲げられております。具体的には、住民記録システムを最優先として、遅くとも2020年代までに、全国の自治体へ標準システムの提供を目指すこととされています。

人口減少社会における「スマート自治体」の実現は、住民や企業等にとっての利便性向上はもちろんのこと、自治体の人的・財政的負担の軽減も図られますことから、県としましては、引き続き、ICT活用の取り組みを進めますとともに、今後、国の検討状況を注視しながら、市町村に対しても、情報の提供や助言などの必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 引き続き、今後とも国の動きを注視していただいて、取り組みを進めていただければと思っています。

この項目最後に、公文書の一元管理について伺ってまいります。

地方公共団体における、これからの時代に求められる公文書管理のあり方については、さまざまな角度から議論すべき課題だと認識しております。地方自治の本旨に照らせば、公文書は住民と行政との共有財産であり、自治体にとつ

て公文書の管理は、住民の信頼確保を図るために、また、適正かつ効率的な行政運営を図るための基盤であるとも言えるわけであります。

公文書管理法の第34条では、地方公共団体の文書管理について、「必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」との努力義務を課しております。

そういった中で、従来の東京都、鳥取県、島根県、香川県、熊本県に加え、滋賀県が公文書管理条例を制定し、長野県と三重県が、今年度中の条例制定に向け、現在、作業を進めております。

職員が作成する公文書の管理につきましては、職場で共有して使う公文書と私的なメモを分けて、公文書においては、個人管理等はせずに基本的に電子化していく、一元管理をしていく、ペーパーレス化や職員の働き方改革にもつなげていく、そういった議論が、それぞれの自治体で検討されていると認識いたしております。

そこで、本県において、公文書管理の規則やガイドラインなどルールを明確化し、電子化による一元管理をしていくことについて、どのような考えを持っているのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（武田宗仁君） 公文書は、行政と県民との重要な共有財産であり、本県では、保存期間を含め、作成から廃棄に至るまでのルールについて、文書取扱規程で定めております。

議員御指摘のとおり、行政と県民との信頼を確保する観点や、効率的な行政運営、職員の働き方改革を進めていく観点からも、適正かつ効率的な文書管理を図っていくことが必要であると認識しており、公文書の電子化、一元管理は意義のあるものと考えております。

このため、現在、文書管理適正化庁内検討会議において、職員の意識の向上など4つの柱のもと、さまざまな取り組みを行っているところであります。

今後、検討会議における議論を踏まえるとともに、国の行政機関においては、公文書管理の電子化について方針が示されておりますことから、国の具体的な動きを注視しながら、本県の公文書管理のあり方や方向性について検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ検討を進めていただければと思います。

次に、本県の災害対策について伺ってまいります。

まずは、被災者の救済制度についてであります。

自然災害で被災した住民で、全国的な救済制度はあるわけではありますが、この対象外となる世帯をどのようにして支援をしていくか、実はこの制度の内容は、都道府県によって大きな格差が生じております。

内閣府防災が公開している、都道府県における自然災害の被災者に対する独自の生活再建支援制度の中身を記載した一覧表を見ると、厳しい財政状況であるとはいえ、本県の支援は決して手厚いものとは言いがたい内容になっております。

九州では佐賀県が、西日本豪雨をきっかけに、法律の対象外になる世帯に対し、全国制度と同様に、1棟当たり最大で300万円を支給する独自の制度を、ことしの4月から始めております。今年度当初で3,000万円の予算を組み、人口の規模や被害を受けた住宅の合計数にかかわらず申請でき、西日本豪雨での被害にさかのぼって支給をしたとのこととあります。

不可抗力の自然災害で家が全壊すれば、次の日から路頭に迷う住民も出てくるわけでありまして、そういった県内での被災者をどうやって救済していくかは、県行政として真剣に考えていく必要もあろうかと認識しております。

そこで、福祉保健部長に、全国制度の対象外となる自然災害での被災者に対し、県独自の支援策をより拡充できないものか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 自然災害での被災世帯に対する本県独自の支援策としましては、県と市町村が共同で、「宮崎県・市町村災害時安心基金」を設置しまして、当面の生活を支援するため、お見舞金として最大20万円を交付してきたところでございます。

一方、御指摘のとおり、他県では、国の被災者生活再建支援制度の対象とならないなどの一定の市町村の被災世帯へ、全壊の場合、最大300万円を交付するなどの独自の支援策を講じている県も出てきております。

近年、大規模災害が相次ぐ中、国の制度では、居住する市町村の被災状況によって支援の差が生じるなどの課題もございます。このため、他県の支援策も踏まえつつ、本県の被災状況などを分析し、被災者に対しましてどのような支援ができるのか、市町村と意見交換を行うなどして、真摯に考えてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 県も市町村も厳しい財政状況であります。その中で、被災者に寄り添った支援がどこまでできるか、検討していただければというふうに思います。

引き続き、国土強靱化地域計画についてであります。

国土強靱化基本法で、国の基本計画とは別に

策定できるとした地域計画は、自治体の各種施策の指針に位置づけられておりまして、最大規模の災害発生を念頭に、交通や医療といった各種、各分野の脆弱性を調査・評価し、それに基づき、耐震化率などの数値目標を設けていくことなどが特徴となっております。

都道府県は策定が全て完了しておりますが、市町村の策定率は、ことしの7月1日までで約6%となっており、策定が進んでいない状況であります。

政府は、自然災害が相次ぐ中、対策のベースとなる市町村レベルでの防災・減災対策を加速させるために、来年度予算において、策定に伴う事業に対し、優先的に補助金・交付金を配分する方式を導入し、国土強靱化地域計画の策定を一層促進させる方針であります。

そこで、危機管理統括監に、県内市町村における国土強靱化地域計画の策定済み並びに策定に着手しているところと未着手が、それぞれどのような状況になっているのか、あわせて、市町村に対してどのような支援を今後行っていく考えであるのか、お伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 自然災害が頻発化、激甚化する中、県民の生命・財産を守り、強靱な地域づくりを推進するためには、事前防災や迅速な復旧・復興対策をまとめた国土強靱化地域計画の策定は大変重要なものと認識をしております。

このため県では、県地域計画を策定するとともに、市町村に対しても、担当課長会議等を通じて計画の策定を働きかけてきているところでございます。

9月1日の時点で策定済みの市町村はなく、策定に着手しているのは、宮崎市を初め12市町村、未着手が14市町村となっております。

来年度以降、地域計画の策定が国の交付金等の優先採択などにつながる見込みであることから、県では、既に計画策定中の市町村が可能な限り早期に策定できるよう助言をしていくとともに、未着手の市町村には、計画策定を促すために、研修会の開催や情報提供を行うなど、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、計画策定への支援をよろしくをお願いします。

引き続き、災害拠点病院の備蓄強化についてであります。

災害時に24時間体制で患者を受け入れる災害拠点病院について、今、千葉県の一部で4日以上続いておりますが、全域停電、いわゆるブラックアウトを想定し、非常用発電機の燃料や人工透析などに使う診療用水などの備蓄について、指定要件が厳格化されることになりました。

7月17日付で、厚労省医政局長から都道府県知事宛てに、災害拠点病院の指定要件の一部改正について通知が届いております。

それによれば、今回の改正で、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保すること、また、災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること、そして、毎年4月1日の時点で確認し、要件を満たさなくなったら指定の解除を行うことなどが記載されております。

そこで、福祉保健部長に、県が指定する12の機関及び地域災害拠点病院が、それぞれ現時点で厳格化される要件を満たしているのかどうか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 災害拠点病院

で確保すべき燃料や水、食料、医薬品などについては、厚生労働省から要件が示されておりました。昨年の地震や豪雨災害を踏まえた国の検討会の結果を受けて、燃料、水などの要件について、「3日分」などの具体的な記載が、御質問のとおり、ことし7月に追加されたところでございます。

本県の12の災害拠点病院については、毎年度、状況の確認を行っているところであります。燃料については、3日分の燃料を確保すべきところ、1日分しか確保できていない施設が3施設、水については、受水槽または地下水利用のための設備により、3日分の水が確保できていない施設も一部確認されております。

現時点で要件が満たされていない災害拠点病院については、要件を満たすように取り組みを進めていると承知しておりますが、県としましては、今後も災害拠点病院の状況を把握しながら、要件を満たせるよう、国の補助事業を活用した支援などを行ってまいります。

○右松隆央議員 言うまでもなく、災害医療の中心となる病院でありますので、引き続き、一部病院につきましては、指定要件を満たすための支援をお願いしたいと思います。

引き続き、重要物流道路の指定と整備状況についてであります。

国交省はことしの4月、災害時に国が最優先で復旧をする重要物流道路として、全国で3万5,000キロを初めて指定しました。高速道路や主要国道に加え、空港や港などの物流拠点と地域を結ぶ区間が対象となっております。

重要物流道路では、平常時でも、国際海上輸送で使用される40フィート背高コンテナ車が事前の許可なしで通行できるようになりまして、物流の効率化を図れることとなります。

なお、重要物流道路のうち、地方道を中心とする約2割の区間で、同コンテナ車が通れないトンネルやカーブがあり、今後、国交省の支援をもらって改修を進めるということになっております。

そこで、県管理道路における重要物流道路の指定状況と、指定区間において、トンネルやカーブなども含めて同コンテナ車が通行可能なのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 重要物流道路は、平常時、災害時を問わない安定的な輸送を目的に、高規格幹線道路や直轄国道をベースとして、物流上重要な道路輸送網を形成する路線であり、国土交通大臣が指定するものであります。

この指定により、国際海上輸送で使用される40フィート背高コンテナ車の通行につきましては、これまで事前に必要であった許可が不要となることから、物流の効率化が図られることとなります。

現在、県管理道路につきましては、熊本県と宮崎県を結ぶ国道218号や、重要港湾細島港と国道10号を結ぶ県道日知屋財光寺線など14路線、約70キロメートルが指定されております。

指定区間における通行につきましては、交差点通過の際、安全確保のために誘導員を配置するなど一定の条件を付している箇所が9カ所ありますが、トンネルやカーブ区間も含め、全ての区間で通行が可能であります。

○右松隆央議員 全ての区間で通行が可能ということで理解をさせていただきました。

次は、本県の人口減少対策について伺ってまいります。

各県がさまざまな移住政策に取り組む中で、「ふるさとワーキングホリデー」という事業が

あります。都市部の大学生などを中心に、夏休みや冬休みの間、一度、試して地方の県内企業に短期間働きながら、その土地の暮らしや文化を楽しんでもらい、卒業後の移住につなげようとする取り組みであります。移住のきっかけづくりと、市町村と連携して受け皿を整え、若者を呼び込むことで、県内企業の将来の雇用確保につながる可能性もありまして、よい取り組みだと感じております。

そこで、本県における「ふるさとワーキングホリデー」の取り組み状況について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県におきましては、平成29年度に、総務省の「ふるさとワーキングホリデー」事業に採択されておりました。県内17市町村の33事業所に83名の学生等を受け入れたところであります。

農林漁業や飲食・観光業を初め、さまざまな企業で就業体験をしていただいたほか、地域住民との交流イベント等にも御参加いただき、その後、本県に移住をされた方も6名いらっしゃいます。

こうした実績を踏まえ、今年度からは県単独事業として「ふるさとワーキングホリデー」を実施してございまして、7月から、7市町村の15事業所に28名の受け入れを行っているところであります。

本事業は、都市部の若者に、本県の暮らしや仕事を体感していただくことで、将来的な移住にもつながることが期待されますので、その効果を見ながら、引き続き、市町村や民間事業者と連携をしまして、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 成果も出ているようでございますので、引き続き、取り組みのほどよろしく

お願いします。

続きまして、内閣府、総務省など10の府省庁が所管する、合わせて67の国の地方支援策について、自治体などからの相談窓口を内閣官房に一元化した「ふるさとコンシェルジュ」についてであります。

観光振興や商店街の活性化などの地方支援を効果的に進める狙いで、ことしの5月から、特設のホームページや電話連絡等で相談を受け付けておりまして、市町村だけでなく、個人や企業、NPOなどの民間団体も対象としております。

相談すると、最適な支援策を提案し、府省庁の担当者を紹介してもらえ、内容によっては、複数の施策を活用したほうがよい場合は、必要に応じて内閣官房が調整するとしております。

実は、先日、自民党会派で首相官邸を訪問した際に大変お世話になった、地元の江藤代議士、このたび、本県が待ちに待った11年ぶりの大臣誕生であります。しかも、農林水産大臣ということで、本当にうれしい限りでございますが、その江藤大臣が首相補佐官時代にかかわった政策、制度でもあります。

そこで、総合政策部長に、支援を受けたい自治体や民間から、どこに相談をすればいいかわからないといった声が多く寄せられていたことから、今回の取り組みが始まったと言われていきます「ふるさとコンシェルジュ」を、今後どのように活用していく考えであるのか、お伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国におきましては、ふるさとづくりを頑張る個人や団体を応援するために、補助金などのさまざまな支援制度を紹介する窓口として、ことし5月に、内閣官房に「ふるさとコンシェルジュ」が設置され

たところであります。

一方、本県におきましては、同様の趣旨から、国や県の地域づくりに関する支援制度を紹介する「地域づくりハンドブック」を作成し、市町村に提供しているところでもあります。

こうした県の取り組みと、国が実施する「ふるさとコンシェルジュ」とを組み合わせることによって、よりきめの細かい制度の活用が図られ、個人や団体の活動の後押しにもつながるものと思いますので、「ふるさとコンシェルジュ」につきまして、市町村や団体等を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、引き続きの周知をよろしくをお願いします。

次に、本県の観光政策について伺っていきます。

県議会自民党は、年に2回、4年間で県内8ブロックの全てを訪問し、首長や各種団体の代表者との意見交換を行う「地域振興・産業振興調査会」を開催しております。

今年度第1回目として、先月、西臼杵地区で開催いたしました。地元の佐藤雅洋議員の心温まるおもてなしを受けました。そして、たまたま日之影の祭りとなりまして、そこに知事もいらしてあり、商工観光労働部長もいらしていただきましたが、そこで本当に充実した意見交換を行いました。日之影の幽玄で活力に満ちた、そういったすばらしいひとときを堪能させていただいたわけでございます。

西臼杵に関する質問は、もちろん今議会の佐藤議員の一般質問にお任せするわけですが、一つだけ、本県における唯一無二の大事な観光資源について、要望をさせていただきたいと思っております。

今、インバウンドはもちろんでありますけれ

ども、観光消費のトレンドとしまして、物消費から事消費へと人気移行してきております。都市部の買い物から、まさに地方の自然や文化を体験し、滞在型で観光消費を押し上げていく取り組みを、各自治体が拍車をかけて取り組んでいるわけでございます。

事消費の体験の有無によって変わってくる、訪日客1人当たりの平均旅行支出額のデータがございます。それによれば、スキー・スノーボードをした訪日客が22万5,000円で、体験しない訪日客より7万3,000円高いという結果が出ており、また、温泉入浴や農漁村体験も、旅行者の消費額をふやす傾向となっております。

そこで、日本最南端で本県唯一のスキー場である五ヶ瀬ハイランドスキー場のさらなる有効活用と、県内での観光消費額を押し上げるため、ぜひ県としての後押しを要望させていただきたいわけであります。

そこで、商工観光労働部長に、事消費へと観光ニーズが変化する中、五ヶ瀬ハイランドスキー場を絡めた旅行商品の開発や、九州内の周遊コースにスキー場を組み込んでもらうなど、本県の貴重な観光資源として、さらなる有効活用ができないものか、お伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 議員御指摘のとおり、観光消費額を増加させるためには、国内外の旅行者のニーズを的確に捉え、体験型観光メニューの充実を図るなど、観光客の滞在期間を延ばす、いわゆる事消費に対する取り組みが有効であると考えております。

このため県では、五ヶ瀬町を初めとする県北地域の市町村や観光協会などと連携して、訪日外国人旅行者にも人気のある農村体験等や、本県を代表する観光地「高千穂峡」など地域の資源を生かした体験メニューづくりを進めている

ところであります。

五ヶ瀬ハイランドスキー場は、日本最南端の天然スキー場であり、サーフィンなど南国イメージの強い本県にあって、ウィンタースポーツが楽しめる大変貴重な観光資源でありますので、県としましては、地元五ヶ瀬町と連携しながら、県北地域の体験メニューなどと組み合わせた旅行商品の造成や情報発信等に今後とも積極的に取り組み、誘客につなげてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、五ヶ瀬ハイランドスキー場のさらなる有効活用をお願いしたいと思っております。

また、これは所管は環境森林部でありますけれども、パーキングセンターからスキーのゲレンデや施設までの林道・管理道がございまして、こちらの拡幅、それから舗装整備を望まれております。国有林内の扱いで、非常に難しさもあろうかと思っておりますけれども、林野庁への働きかけも含めて、県としてできることで、少しでも力になってもらえればと、それは言わせていただきます。

続きまして、教育旅行について伺います。

小・中・高校の教育旅行の誘致は、地域間競争が顕著になっております。一定の規模を持った団体旅行を誘致することは、受け入れる側にとっても、当然大きな経済効果が期待できるものであります。観光消費のトレンドとして、さきに事消費のことを申し上げましたが、この教育旅行も物見遊山的な旅行ではなく、その土地ならではの体験学習を求める傾向が非常に強くなってきております。もちろん、受け皿の整備も重要でございます。修学旅行を受け入れるためには、施設のキャパシティーとか大型バスの駐車場確保など、体制整備が求められておりま

す。

そこで、本県の教育旅行の具体的な受け入れ状況について、とりわけ口蹄疫発生の前後も含めて、その推移と誘致活動の取り組み状況が今、どのようになっているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 本県における教育旅行の受け入れ人数につきましては、データが残る平成2年度以降の状況を見ますと、平成2年度の約5万4,000人をピークに減少が続き、平成22年度には、お話のありました口蹄疫などの影響もあり、1,025人にまで落ち込んだところでもあります。

このため、マリンスポーツ体験や農家民泊など、本県の強みを生かした体験交流型の新たな素材の開発に取り組んでまいりました。

また、九州新幹線やカーフェリー等の利用が見込まれる関西、北部九州を主なターゲットにして、県内の官民で組織します「宮崎県教育旅行誘致推進協議会」や、南九州3県で組織します「南九州広域観光ルート連絡協議会」により、積極的な誘致活動を行ってきたところでもあります。

その結果、平成30年度は、宮崎市内のホテルや西都市、西諸地域2市1町などの農家民泊を中心に、5,278人を受け入れたところでもあります。

○右松隆央議員 引き続き、教育旅行の誘致拡大に向けた戦略的な取り組みであります。

山形県の吉村知事は、「東日本大震災の影響で、観光者数は大きく落ち込んだわけではありますが、全体的には回復してきている。しかし、教育旅行に関しては、震災前の水準に回復していない」と。そういったことで、これは知事もやられていると思いますが、首都圏の大手旅行

会社を対象としたトップセールスを実施しております。

また、沖縄県では、平和学習や自然・環境学習、地元住民との交流体験などの強みを生かして、毎年、2,500校、45万人前後を受け入れておりますけれども、それにもかかわらず、200ページ以上に及ぶ報告書を作成してまして、それに目を通しますと、極めて緻密なリサーチをかけて分析をしていることがうかがえます。沖縄県の強化事業として、戦略的に強力で誘致を推進していると、そのように感じたところであります。

そこで、商工観光労働部長に、本県として、今後、教育旅行の誘致拡大に向けて、戦略的にどのように取り組んでいく考えであるのか、お伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 教育旅行につきましては、従来の観光周遊から現地での交流体験に加え、学生みずからが地域課題の発見や解決を探るといった、より学びの要素を取り入れた新たなニーズが出てきております。

県では、これらの動きに対応し、今年度事業で、新たに首都圏・関西圏の学校や旅行会社等を対象とした調査や、教員・学生のモニターツアーを実施しながら、本県の特徴であります農林水産業や神話などをテーマに、出発前の事前学習から現地での交流や体験、事後の発展学習につながる一貫した教育旅行プログラムの開発に取り組んでいるところであります。

今後とも、このようなプログラムの開発に努めるとともに、国内外でのセールス活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今、部長が話されました、今年度新たに取り組むプログラム、楽しみが持てるものと感じておりますので、ぜひ誘致につな

がるように尽力をしていただきたいと思います。

次は、県経済の活性化策について伺ってまいります。

本県の中小企業が牽引力となって、いかに地域経済を活性化していけるか、このことは極めて重要な県政課題と私は認識いたしております。私もそもそも持論として、やっぱり民間が元気になって初めて、宮崎の発展というのがそこにきてくると思っています。具体的な中小企業への支援策も、国からの交付金だけに頼らず、地域のニーズに即した県独自の企業支援策をきめ細かく構築し、それを広く周知していくことが求められていると考えています。

全国では、企業の成長と挑戦を応援する新たな補助制度を創設する動きが今、活発化しております。成長産業への投資や生産性の向上、働き方改革等に取り組む企業に対し、さまざまな施策の後押しを講じております。

一例で、鳥取県なんですけど、従来、県外企業の誘致を重視してきた中で、県内企業や県内に拠点を置く企業の成長分野への投資支援に力点を置いて、県経済を活性化させるべく、補助金を整理統合して、挑戦企業への応援を前面に出した新しい制度を、さきの6月補正に盛り込んでおります。

そこで、商工観光労働部長に、県経済の活性化を図るため、県が行った企業への補助事業の成果がどうであったのか、また、今後どのように企業への後押しをしていくのか、お伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 本県経済の活性化を図るためには、県内企業の大宗を占める中小企業を支援することが大変重要であると認識しております。

昨年度の商工観光労働部における支援といたしましては、県内企業に対し、新技術の研究開発や加工食品の輸出促進など6つの補助事業で6,843万円を、事業所の新增設を行った県内企業や県外からの立地企業に対して4億4,781万円を交付したところであります。

これまでの主な成果としましては、高齢者等に対するAIを活用した自動車運転評価システムなどの新技術や新製品の開発とともに、販路開拓や雇用の場の確保などにもつながっているものと考えております。

加えて、起業のニーズは、取引支援や人材育成を初め多岐にわたりますことから、県産業振興機構や産学金労官で構成します「企業成長促進プラットフォーム」などにおいて、さまざまな角度からの支援も行っているところであります。

今後とも、県内中小企業の課題に対応したきめ細かな支援を行うことによりまして、その成長や挑戦を後押ししてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 部長、今、おっしゃいましたとおり、今後もしっかりと、県内企業に対してきめ細かな支援をお願いしたいと思います。

引き続き、本県の成長産業の一つであります食品開発について伺います。

県食品開発センターでは、敷地内に昨年5月に「おいしさ・リサーチラボ」を設置しております。先日、地連協がありまして、そこで、昨年5月に、この「おいしさ・リサーチラボ」の中で、食品のおいしさを評価するシステムづくりを進めている中で、本県の特産品である「ゴボチ」のおいしさの秘密を見える化した取り組み等が紹介をされたところでございます。

官能評価、定量的記述分析法と呼ばれるQD

A法を実施できるチームは、公的機関では例がないとされております。

そこで、本県が食品の官能評価で上げてきた実績を、県内企業の食品開発並びにマーケティングにおいて、今後どのように活用してもらおうと考えておられるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 「おいしさ・リサーチラボ」は、これまで食品開発センターで実施してまいりました、分析機器によるおいしさの評価に加えまして、人の五感を用いて客観的に分析・評価する、いわゆる官能評価を適切に実施するため、国際基準でありますISOに基づき整備した施設でございます。

これまでの活用事例では、県内企業の商品であります野菜チップス——お話のありました「ゴボチ」であります——の官能評価において、商品の特徴や他社商品との違いをグラフで明確に見える化できたことで、商談成立に役立ったと評価をいただいたところであります。

このように、「おいしさ・リサーチラボ」の官能評価は、類似商品との差別化やマーケティングに大変有効でありますことから、これまで、県内企業を対象とした各種会議、セミナーなど、さまざまな機会を捉えながら周知を図ってまいったところでございます。

さらに、官能評価や分析機器による評価について、その手法や有効活用に関する官民共同の研究会を今年度中に立ち上げ、一層の利用促進を図ることで、フードビジネスのさらなる振興に貢献してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今、部長が答弁された、今年度中に立ち上げる研究会であります、食品製造事業者も参画するというふうに伺っております。大いに期待をしておりますので、「おいし

さ・リサーチラボ」、さらなる利用促進をお願いしたいと思います。

次に、本県の福祉政策のほうに移ってまいりたいと思います。

まずは、来月から始まる幼児教育・保育の無償化について、本県の実情と課題、そして、それらの対策について伺ってまいります。

幼児教育・保育の無償化によって、どういったことが起こり得るのか、社会的効果も含めて、想定されるポイントとして3つ挙げられると考えております。

1つは、潜在的な保育需要が喚起されること。預かり時間の長い施設は、よりニーズが高まる、そのように考えています。

2つ目に、受け皿の整備が必須になってくるということ。資格を持ちながら働いておられない潜在保育士の活用をしっかりと進めるとともに、処遇改善が伴う保育士の確保は喫緊の課題となってまいります。また、待機児童が想定される市町によっては、幼稚園、保育所、そして認定こども園に加えて、無償化の対象となる地域型保育や企業主導型保育事業など、新たな施設整備の必要性も出てくるものと考えております。

3つ目に、保育士の確保等の受け皿の整備をしっかりと後押しすることによって、女性の一層の社会進出につなげ、企業の労働力確保のきっかけになることが期待されているところであります。

そこで、福祉保健部長に、来月からの幼児教育・保育の無償化が、県内にどのような影響を与えると考えておられるのか、また、厳しさを増す保育士の確保において、どういった対策を講じておられるのか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 幼児教育・保

育の無償化の導入に当たっては、利用児童数がふえ、必要な受け皿を確保できるかという懸念を持っている市町村がございます。

一方、本県では、ことし4月時点で無償化の対象となる児童の大半を占める3、4、5歳児の約94%が既に保育所等を利用しておりまして、無償化による増加は、ある程度限定的ではないかとも考えられます。

こうした中、県では、既に需給状況が逼迫している地域においては、新たな受け皿の整備や保育人材の確保が必要となる可能性もあると考えておりまして、特に0、1、2歳児の今後の需要の推移等を注視することが重要だと考えているところであります。

この認識のもと、保育人材の確保につきましては、潜在保育士等の再就職を支援するために、県保育士支援センターでの就職あっせんや再就職セミナー等に取り組むほか、処遇改善につながる研修も実施してまいりたいと考えております。

このような取り組みを通じて、県としましては、幼児教育・保育の無償化が、その制度趣旨に沿って、子育て世代の経済的負担の軽減に資するものとなるよう、円滑な制度の実施に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 10月から始まりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、認知症対策についてであります。

我が国の認知症患者数は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、65歳以上の高齢者の5人に1人に当たる700万人になると見込まれております。

また、認知症は、90歳を超えると有病率が半数を超え、避けられない。これは老化の一つという側面が強いものであります。

したがって、これからの認知症対策は、地域社会全体で、認知症に優しい地域づくりを進め、認知症の人を受容し、認知症になっても生き生きと自分らしく暮らし続けられる環境を整備していくことが大事になってまいります。

全国の自治体で、官民共同で認知症の人に優しい地域づくりを進めようとする事例としまして、京都府の、認知症の人とその家族が望む社会の姿を10の指標として設定している「新・京都式オレンジプラン」であったり、栃木県の身近な医療機関でも気軽に相談できる、「とちぎオレンジドクター」の登録制度、そして愛知県では、高齢者の見守りネットワークに参加するなどし、認知症対策を進める企業とのパートナーシップ登録などが挙げられるわけでありませう。

そこで、本県における認知症の患者数の予測と、今後、認知症に優しい地域づくりをどのように推進していく考えであるのか、福祉保健部長にお伺ひします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 高齢者の増加と有病率の上昇に伴いまして、本県では、2025年には約7万人の高齢者が認知症になるものと推計されております。

認知症は、徘徊や妄想など個人差はございますが、さまざまな症状があらわれるとされておりまして、ひいては、生活上の混乱や周囲とのトラブルなどにより、家族の精神的・身体的負担は大きいものでございます。社会全体で考えなければならない課題だと認識しております。

県では、認知症の早期診断、早期対応を図るため、県民にわかりやすい相談窓口としまして、認知症サポート医などを「みやざきオレンジドクター」として、本年3月末現在で262名の医師を登録、公表しております。

また、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る「認知症サポーター」を養成するなど、市町村と連携しながら、地域の見守り体制の整備に努めているところでございます。

御指摘のありました、京都府を初めとする他の自治体の取り組みを参考にしながら、引き続き、地域全体で認知症の方を支える優しい地域づくりに向けまして、市町村とともに取り組んでまいります。

○右松隆央議員 部長がおっしゃいましたとおり、ぜひ地域全体での取り組みを進めていただきたいと思っております。

引き続き、全国の自治体では、社会保障関係費が増大をする中で、それぞれ健康増進事業への取り組みに力を入れてきております。厚労省は定期的に、都道府県別に健康寿命や1人当たりの医療費の数字を公表しております。直近の2016年確定値での本県の数字であります、健康寿命は男性が72.05歳、全国で23位、女性が74.93歳で、全国で25位であります。また、1人当たりの医療費でございますが、54万3,477円で、全国で22位という数字を見ております。

それぞれの自治体が工夫をしながら、施策を展開して、順位を上げるべく取り組みを進めているわけですが、その中で、本県もやっているということではありますけれども、住民の健康づくりの活動にインセンティブを与える「健康ポイント制度」を導入する自治体がふえてきております。いかに若い世代、そして中高年層の無関心層に働きかけていくか、その一つの有効な手段として、インセンティブを活用した健康づくりの取り組みが、全国で広がっているところでございます。

そこで、本県の健康づくりにおいて、楽しく、お得に取り組んでもらえるような仕組みづ

くりをさらにつくることで、県民の新たな変容を促すことができないものか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県民の健康寿命を延ばすためには、いわゆる健康無関心層による自発的な取り組みが重要だと考えております。例えば、健診を受診すると得点がもらえる、御指摘のいわゆるポイント制などは、そのきっかけになると考えております。

このため県では、平成27年度から3年間、健康長寿マイレージ制度推進事業によりまして、ポイント制などに取り組む市町村に補助を行ったところ、6市町で約13万人の参加がございました。こうした県事業を契機としまして、現在、ほとんどの市町村において、それぞれ工夫しながら、ポイント制などが実施されるようになっております。

県としましても、健康寿命延伸と医療費低減を図ることは大切だと考えておりまして、県民健康・栄養調査の結果をもとに、健康課題を継続的に分析し、わかりやすく見える化するとともに、市町村が取り組むマイレージ事業や1130県民運動などの普及を図ってまいりたいと考えております。

さらに、こうした取り組みとともに、企業とも連携し、県民が楽しみながら継続して健康づくりに取り組めるよう、県民の行動変容を促す全県的な取り組みをしっかりと行ってまいります。

○右松隆央議員 ぜひ、官民挙げて、全県的な取り組みをお願いしたいと思います。

続いて、介護の人手不足対策について伺ってまいります。

厚労省は、今年度、人手不足が深刻な介護の現場で、働く意欲のある地域の高齢者の方々

を、清掃あるいは配膳などの補助業務を行う介護助手として活用するモデル事業を実施することとなりました。分業化によって、介護福祉士らが、入浴や食事など利用者に直接触れる専門性の高い仕事に集中できるようにする取り組みでございまして、全国で30カ所程度で実施し、効果や課題等も検証した上で、本格的な普及を目指すとしております。

このモデル事業は、介護助手の募集、あるいは研修などの費用を、自治体を通じて補助する内容でございまして、今年度、国のほうで6億円の予算を計上されております。

そこで、福祉保健部長に、2025年に必要な介護職員に対し、現状のままであれば、どれくらい不足することになるのか、また、介護助手に地域の力を活用する取り組みが、本県ではどのような進捗状況にあるのか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 少子高齢化が急速に進む中、本県では、2025年度には約3,700人の介護職員が不足すると推計しております。

この課題に対しまして、介護施設の業務を分業化し、配膳や清掃など一部の仕事を地域の高齢者に担っていただくということは、介護職員にとって、業務の負担を軽減し、職場定着につながるだけでなく、働く高齢者御自身にとっても、生きがい、健康づくりはもとより、介護予防にも役立つものと考えております。

そのため県では、今年度、55歳以上の方を対象に、まずは介護の現場を知っていただくため、10月1日から11月30日までの期間に、県内の介護施設25カ所で介護助手の職場体験ができる事業を実施することとしております。

今後とも、介護職員の確保に向けまして、他の自治体の取り組みや成功事例も参考にしながら、地域の力を介護の現場に生かす施策にしつ

かりと取り組んでまいります。

○右松隆央議員 来月からの職場体験事業、ぜひ1人でも多くの地域の方に参加してもらえるように、よろしく願います。

続いて、介護先進県の取り組み、「おむつゼロ」介護施設の普及についてであります。

先日、厚生常任委員会で、特別養護老人ホーム「高城園」を訪問しました。平成24年から、自立支援介護の取り組みを開始しておりまして、職員を東京での講習会に派遣し、持ち帰り勉強会を施設で繰り返し行い、試行錯誤の積み重ねを経て、5年後の一昨年、日中おむつゼロを達成しております。

おむつを外す効果として、何よりも、本人の自尊心の回復につながり、生きる意欲が出てきたと、吉見園長は話されておりました。食事量が増し、家族との会話、面会回数もふえ、認知症状も軽減していると感じておられました。

一方で、職員の負担増であったり、あるいは、最初に水分補給などに戸惑う高齢者もおりまして、途中で断念をする施設も少なくございません。職員の意識改革など、実現に向けてのハードルが高いのは、事実でございます。

厚労省は、そういった中、昨年度の介護報酬改定で、おむつゼロに取り組む施設事業者への報酬加算を始めたところでございます。

そこで、本県としても、おむつゼロへの取り組みを講習会等で紹介するなどしまして、普及に向けての後押しをしてみたいと思っておりますが、福祉保健部長の見解を伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御指摘の「日中おむつゼロ」の取り組みにつきましては、入所者それぞれの心身の状態に合わせまして、介護職員や看護職員、栄養士などの職種が連携し、トイレでの自然な排便を目指すものでござ

います。

このような取り組みについて、県ではこれまでも、関係団体と意見交換を行ったほか、介護に関するテレビ番組等の広報媒体を活用し、情報発信をしてまいりました。

入所者にとりましては、おむつが外れることにより、自尊心が回復し、外出の機会や食事量がふえるといった効果が期待されておりまして、高齢者の尊厳を支えるケアの実現という観点からも、大変意義深いものであると考えております。

県としましては、今後、これまでの取り組みに加え、新たに介護保険施設を対象とした説明会の場を活用しまして、取り組み事例の紹介を行ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 事例の紹介等も、ぜひ積極的に進めていただければと思います。

引き続き、介護事業所における認証評価制度の導入についてであります。

これは、介護の人手不足の一環としまして、働きやすい職場づくりや人材育成に力を入れる事業所を評価し、「優良」と認証する制度でございます。

既に、厚労省は4年前から導入を呼びかけておりましたが、全国で26都府県にとどまっていることから、一層普及させるために、正式に評価項目を例示したマニュアルを作成し、御承知のとおり、都道府県に通知をしたところであります。

そこで、福祉保健部長に、本県における介護事業所の認証評価制度の取り組み状況につきまして、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護現場の人材不足が深刻な中、介護事業者においては、休暇制度の充実等による労働環境の改善や明確な

給与体系の導入など、さまざまな改善策に取り組んでいると承知しております。

御指摘のありました認証評価制度につきましては、介護事業者の人材育成や人材確保に向けた取り組みの見える化を図るために、処遇改善や労働時間の縮減、研修によるキャリアアップの仕組みなどの項目を定めて、一定の水準を満たした事業者を認証し、公表するものでございます。

この制度の導入により、休職者が事業者を選ぶ際の基準となるだけでなく、業界全体の底上げが促され、介護業界のイメージアップにもつながるものと考えております。

県としましては、この制度の構築に向けて、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 制度構築に向けての取り組みを、ぜひ進めてください。

引き続き、介護職員の離職率と、その防止を目的とした取り組みについて伺ってまいります。

離職防止に向けた取り組みは、さまざまあるわけですが、今回は、介護現場の身体的な負担を軽減する取り組みについてであります。

介護機器の開発は日進月歩でございまして、県内でも都城市のスマイリング・パークなど、議会でも視察に行かせていただきましたけれども、ICTを活用した施設運営や先進介護機器の導入で、離職率を大きく減らした事例も見てきたところでございます。介護の現場は、身体的な負担が大きいわけですので、そういったものを拝見して、きついというイメージを変えるものでございました。

そこで、福祉保健部長に、県内の介護職員の

離職率の現状はどうなっているのか、あわせて、職場環境の改善と離職防止のためにどのような支援を行っているのか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護労働安定センターが実施した平成30年度調査によりますと、平成29年10月から30年9月までの介護職員の離職率は、本県では18.5%と、全国の15.4%と比べ3.1ポイント高くなっておりまして、介護職員の離職防止が課題となっております。

このような状況を踏まえまして、介護職員の定着に向けた環境整備の一環として、議員から御指摘のありましたように、介護サービス事業者に対し、見守り支援などを行う介護ロボットの導入経費の一部を補助する事業を今年度から実施し、これまでに特別養護老人ホームなど31の事業所から応募があったところでございます。

介護ロボットの導入につきましては、職員の負担軽減や業務の効率化を図り、ひいては、介護職員の離職防止や生産性向上などが期待できると考えておりまして、引き続き支援してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 よろしくお願ひします。

この項目最後に、重度障がい者（児）への医療費公費負担制度についてであります。

昨年度2月の定例県議会で、当時、自民党の会派会長でございました山下副議長の代表質問に対しまして、「外来の現物給付の実施に向けて検討を進める」と答弁をされたわけですが、今現在、どのような検討状況にあるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 重度障がい者（児）医療費公費負担制度につきましては、実施主体である市町村からの要望や、県議会における請願の採択状況を踏まえまして、現物給付

化に向けた検討を進めております。

具体的には、この4月に市長会と町村会から推薦された7市町と県による検討会を設置しまして、外来の現物給付の導入により、現在の煩雑な償還手続や立てかえ費用などの利用者の負担を軽減する方向で、県の補助スキームや実施手順等について検討を重ねているところでございます。

あわせて、先進県の状況から、補助対象の医療費総額が、毎年、県・市町村で億単位で増加する可能性もございますので、将来に向けて安定的に制度を運営していけるよう、財政負担への対応についても検討しているところでございます。

引き続き、諸課題を整理しまして、重い障がいのある方の願ひにできるだけ早く応えられるよう、取り組んでまいります。

○右松隆央議員 さきの答弁によりますと、実施は早くとも令和2年度中になるものと想定をしているとのことでありまして、諸課題はいろいろあるかと思いますが、整理をしていただいて、引き続きの取り組みをよろしくお願ひします。

次に、本県の医療政策について伺ってまいります。

まずは、県内の公立病院の経営状況についてであります。

地方自治体が運営する公立病院は、言うまでもなく、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のために重要な役割を果たしていただいております。不採算医療も提供しなければならない公的医療機関の使命に加え、全国的に見ても、医師不足の地域では、持続可能な経営を確保し切れていない病院も数多く存在しているのが事実であります。

そのような中、総務省は、平成27年3月に新公立病院改革ガイドラインを示し、各公共団体に対しまして、新公立病院改革プランを策定の上、経営改革に取り組むように要請しておりました。現在、地域医療構想の調整会議での議論の中で、各病院それぞれ経営改革に向けて具体的な取り組みを進めていると、そのように認識いたしております。

そこで、厳しさを増す県内の公立病院の収支状況の推移と、県としてどのような助言、支援をしているのか、御認識も踏まえまして、総務部長に伺います。

○総務部長（武田宗仁君） 県内市町村立の病院の収支につきましては、平成25年度に13病院で計4億6,400万円余の赤字に対し、29年度は14病院で計9億7,300万円余の赤字となっております。

また、一般会計からの繰入金は、平成25年度が23億7,000万円余に対し、29年度は30億7,000万円余と増加している状況であります。

公立病院においては、患者数の減や医療従事者の不足により収益が伸び悩む中、病院の維持運営に多額の費用を要しており、非常に厳しい経営環境下にあると認識しております。

議員御指摘の新公立病院改革プランについては、全ての市町村立病院で策定済みであり、今後、このプランを踏まえ、地域医療構想調整会議を活用するなど、地域のコンセンサスを得ながら、各病院において、経営改革に向けた具体的な取り組みを進めることとしております。

県としましては、今後とも、各種制度の周知・紹介や病院間の情報共有など、各公立病院の適切な運営に向けた支援に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 公立病院改革の調査報告書、

その中にさまざまな提言がされております。引き続きの御支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、遠隔医療について伺ってまいります。

I C Tの有効活用は、現在、国を挙げて、さまざまな施策に登場してくるわけですが、医療をめぐるI C T活用の状況も今、大きく変わりつつあります。

国は、昨年、診療報酬改定でオンライン診療の科目を新設しています。ただし、算定には一定の要件を満たす必要がございます。例えば、初診から半年間は同一の医師による対面診療が行われていること、対象は糖尿病などの生活習慣病や小児医療、難病外来など、ルールが明確になっております。

そこで、福祉保健部長に、本県におけるオンライン診療の取り組みがどのような状況にあるのか、また、今後の取り組みの方向性について伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県で、オンライン診療を行うとして保険診療の届け出が確認できるのは、ことし9月1日現在、宮崎東諸県医療圏に4機関、日南串間医療圏に1機関、西都児湯医療圏に1機関の計6つでございます。

議員御指摘のとおり、オンライン診療料として診療報酬の算定可能な患者は、小児科療養、難病外来、生活習慣病などがございます。また、算定に際しましては、御指摘の点も含めて、さまざまな要件が定められているところでございまして、県としましては、オンライン診療は、医師不足に悩む地域などの効率的な医療の提供や在宅医療の推進に有効なツールになると認識しております。

このため、効果的な導入例や技術開発の状況を注視しながら、その利活用について検討してまいります。

○右松隆央議員 ぜひ、利活用はちゃんと進めていただきたいと思います。

この項目最後でございますが、新聞等でも報道されましたけれども、宮崎大学医学部の卒業生で、地域枠で入学したにもかかわらず、県外に就職をした問題であります。

一般入試ではなく、県内の病院で働くことを前提とした地域枠並びに地域特別枠は、もちろん制度に強制力はないとはいえ、入学時にきちんと承諾をして推薦を受けていることから、臨床研修先や、研修後も宮崎の医療を支えていくという道義的な縛りは当然あるというふうに考えております。

地域枠の4人に1人に当たる26名が県外に流出し、仮にその後も宮崎に戻る意思がないとすれば、現在、我々が医師不足対策に県を挙げて全力で取り組む中、これは看過できない事態ではないかと考える次第であります。また、臨床研修先も県外を選んだ学生がいると伺いました。

厚労省もこういった事態を重く見て、採用した病院名を公表するとともに、改めて病院側に、地域枠の要件から外れた学生をマッチングしないように周知をする、そして、マッチングした病院に対しては、補助金の減額や研修医の採用の人数を減らすなど、ペナルティーを導入するとしております。

そこで、地域枠で入学した学生が、卒後臨床研修や勤務地で県外を選択しないように、本県としてはどのような対策を講じていくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ことし4月現

在で、宮崎大学医学部地域枠及び地域特別枠推薦で入学し、医師となった105名のうち、26名が県外で勤務しているところまでございまして、県としても厳しい状況であると受けとめております。

これらの医師は、県内で地域医療に従事することを約束してございまして、議員御指摘のとおり、地域枠制度の趣旨に基づき、県内で地域医療に従事する責務を負うと考えております。

このため、これまでも県と宮崎大学医学部では、出願時の面接と誓約書により、本県の地域医療を支える意思を確認するとともに、入学後も対象者に対しまして、本県の地域医療を守る使命感を高めるための働きかけ等に取り組んできたところです。

さらに、今年度からは新たに、宮崎大学医学部に地域枠卒の若手医師2名を配置しまして、学生や臨床研修医、県外で勤務する対象医師への働きかけを強化することとしております。

今後とも、宮崎大学医学部や県教育委員会等の関係機関と連携して、本県の医師確保のため、地域枠で入学した医師が県外へ流出しないよう、全力で取り組んでまいります。

○右松隆央議員 御承知のとおり、九州で唯一、医師少数県に指定されております。地域枠のさらなる拡大と、その後の適切な対応をよろしく申し上げます。

次に、県内のインフラ整備について伺ってまいります。

まずは、橋梁やトンネルなどの老朽化対策であります。

国や自治体が進めている老朽化点検は、山梨県の笹子トンネルでの天井板の崩落事故を受けて道路法が改正され、2014年から、5年に一度、義務づけられてございまして、ことしの4月

からは2巡目に入ることになります。

損傷の度合いで、緊急措置段階に当たるレベル4、早期措置段階のレベル3、予防保全段階のレベル2、そして健全のレベル1と、4段階に分類されることとなっております。

そこで、本県では、国交省の資料によればレベル4はないようでございますが、老朽化に伴う施設の状況はどうなっているのか、そして、現在の取り組みについて、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県が管理する道路には、橋梁が2,020橋、トンネルが119カ所あり、平成26年の道路法改正に伴う点検要領に基づき、昨年度までに全ての施設の点検が完了したところです。

その結果、早期に措置が必要とされるレベル3は、橋梁では219橋、トンネルでは63カ所となっております。

このうち、調査・設計など、その対策に着手している橋梁は約40%の87橋、トンネルは約48%の30カ所であり、今後も引き続き、未着手の箇所も含め、計画的に進めていくこととしております。

○右松隆央議員 同じように、インフラの長寿命化が課題となる中、予防や保全を行うことが極めて重要になってまいります。御承知のとおりですが、コンクリートの亀裂や鉄筋のさびつきを防ぐような手入れを怠れば、劣化が早まって、当然に更新費がかさみ、国の推計では、維持管理費の最大値が3.3倍に膨らむといった数字も出ております。

そこで、インフラの長寿命化対策を今後どのように進めていくのか、改めて県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 高度経済成

長期以降、集中的に整備された橋梁やトンネルなどの道路施設は、今後、その老朽化が急速に進行し、維持補修費や更新費が一定期間に集中するなど、財政的負担の増大が懸念されております。

このため県では、道路施設ごとに長寿命化修繕計画を策定し、計画的にその対策を進めており、5年ごとの定期点検を行い、施設の状態に応じた補修を実施しているところです。

具体的には、損傷度の高い施設や同一施設内にある軽微な損傷箇所の補修を行うなど、予防保全型の維持管理にも取り組むことで、予算の平準化やライフサイクルコストの縮減も図ることとしております。

今後とも、必要な予算の確保に努め、道路施設の長寿命化対策を着実に推進し、県民の安全・安心な暮らしの確保に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○右松隆央議員 引き続き、計画的な対策をよろしく申し上げます。

続きまして、効率的な道路管理について伺います。

今、先進自治体では、AIを活用して道路の損傷箇所を見つけて、修繕が必要かどうかの判断を自動で行うシステムを運用しているところがあります。道路管理の効率化が目的で、専用のアプリを入れたスマートフォンを道路パトロール車に搭載し、撮影した路面をネットで転送する仕組みでございます。職員の目視点検で、見落としがちな箇所もカバーできるようになりまして、損傷の早期発見で、事故防止とコスト削減につながる利点もあろうかと思えます。

そこで、本県においても、効率的な道路管理を行うためのAIなどを活用した新技術を積極

的に導入する考えがないか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 道路施設の点検や調査へのAIなどを活用した新技術の導入は、人手不足への対応が喫緊の課題となっている中で、適切な管理を継続するとともに、さらなるコスト削減を図るため、大変有効な手段であると考えております。

議員御指摘のとおり、現在、その技術について、国を中心に産学官が連携して開発が推進されているところであり、他県では、AIを活用し、道路の損傷状況を自動で判別するシステムが導入されるなどの事例が見られております。

本県としましても、これら新技術の開発の動向や先進事例等を参考にしながら、AIなどを活用した新技術の導入について検討してまいります。

○右松隆央議員 ぜひ、さまざまな検討をよろしく願いいたします。

次に、本県の森林政策について伺ってまいります。

まずは、効率的な松枯れ調査についてであります。

本県と同様に、海岸線に防災林として松林を持つ静岡県では、民生品のドローンを使った松枯れの被害調査に成功したとの報道を目にしました。ドローンを使った森林調査は、各地で研究が進んでいるようではありますが、松枯れの調査手法の確立は、全国でも初めてとのことでもあります。

松枯れの判断は、まずドローンで撮影した写真を合成して、松林の立体画像を作成し、その画像をもとに、カメラが取り込んだ光の波長から木々の光合成のぐあいなどを調べる計算が、ソフトウェア上で行われ、松の健全度が色分け

されて平面図上に表示される仕組みとなっております。その精度は83%とのことでもあります。

人を配置して行う今までの地上調査は、50ヘクタール当たり平均17日かかっていたところが、この手法であれば1日で済むと。そして、費用も、従来1ヘクタール当たり1万4,000円だったところが、2,000円まで削減できるとのことです。省力化、コスト削減の面でも、際立った成果だというふうに考えております。

そこで、本県での松くい虫の防除対策においても、被害木の調査にドローンを活用してはどうかと考えますが、環境森林部長に見解をお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県では、民有林における松くい虫の被害量が、平成27年度に約5,000立方メートルに急増いたしました。無人ヘリによりますきめ細やかな薬剤散布や、伐倒駆除の対象区域を拡大するなど、対策を強化しました結果、昨年度は約700立方メートルに減少しております。

対策のうち伐倒駆除につきましては、現在、多くの労力や時間をかけて、地上からの目視による被害木の調査を行っております。

議員から御提案のありました、ドローンによる空撮画像を解析して被害木を特定する方法は、調査の省力化、低コスト化に有効であるとされておりますが、精度のさらなる向上の余地もあるところであります。

このため、今後も情報収集に努めますとともに、松林を管理する国や市町村、民間団体等とも連携しながら、研修会を開催するなど、本県における活用について検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 検証を重ねていただいて、効

果が確認できれば導入をしていただければと思っております。

引き続き、森林管理にA Iを活用するスマート林業の推進について伺います。

今年度から、所有者不明の森林も含め、不在村など整備をする人がいない私有林を市町村が管理する森林経営管理制度がスタートいたします。これを受けて、人工知能(A I)を活用して把握した森林情報を提供するなど、市町村の支援に乗り出す県が出てまいりました。

管理や経営計画の策定に伴う負担増が以前から指摘されておりましたが、その県では、樹木の種類や樹齢等を把握したり、木材量を推定したりするなどして、市町村に情報を提供し、作業の効率化につなげてもらおうと考えているようでございます。

そこで、本県でも、森林管理にA IやI C Tを活用して、作業の効率化や省力化を図るスマート林業をどのように推進していく考えであるのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長(佐野詔藏君) 林業就業者が減少・高齢化している中、スマート林業の実現は大変重要であると考えております。

このような中、本県におけるA IやI C Tを森林管理に活用した取り組み事例といたしましては、県の林業技術センターにおきまして、広範囲の樹木を一度に計測できる地上レーザー測量や、中部農林振興局が主催いたします山会議におきまして、ドローンを用いた苗木運搬の実証試験に取り組んでおります。

また、児湯広域森林組合におきましては、森林資源の把握や作業道の計画において、現地調査が不要となる航空レーザー測量の実証試験が進められております。

県といたしましては、森林管理業務の負担軽

減につながりますよう、今後とも、市町村を初め関係機関と連携しまして、本県に適した技術の早期実用化やその普及などにも努め、スマート林業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 部長がおっしゃったとおり、スマート林業の取り組みは極めて重要でありますので、ぜひ、引き続き積極的な推進をよろしくお願いします。

次に、本県の農業政策の中で、和牛遺伝資源の保護について伺います。

日本の宝である和牛の遺伝資源を徳島県の畜産農家が中国に流出させた事件は、国内に大きな衝撃を与えました。流通ルートの解明の中で、この畜産農家は、計5回、中国に受精卵や精液を流し、そのうち4回は、実際に中国に渡っていたと見られております。

同容疑で一緒に逮捕された大阪府の焼き肉店の店主は、知り合いに指示をして、大阪府の港から中国・上海に運んでおり、1回数百万円で取引がされていたようであります。

現状では、和牛遺伝資源の輸出そのものを禁じる法律がございませんから、検疫を受ける義務を怠ったとする容疑を適用させております。

国もこの事態を重く見て、農水省の「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」での「中間取りまとめ」におきまして、1つは、流通履歴に関する帳簿等への記録と保管の義務づけの検討、2つ目に、受精卵の生産情報等の定期的な把握、3つ目に、精液や受精卵の容器となるストロー等への基本情報の表示義務化の検討、そして4つ目に、地域による管理体制の構築として、我が畜産王国宮崎県の精液流通管理システムが、全国で模範となる先進事例として紹介されております。

そこで、農政水産部長に、和牛遺伝資源の保護として、本県の県有種雄牛の管理体制についてお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 生産者や関係者の長年の努力により改良が進められてきた我が国の和牛遺伝資源が、海外へ不正に流出することはあってはならないと考えております。

本県におきましては、県民共有の財産であります県有種雄牛精液の適正な管理は大変重要との考えから、宮崎県家畜改良事業団と関係者が一体となって、製造から流通、利用までの情報を一元管理できるシステムを整えております。

具体的に申しますと、事業団が管理しますデータベースに、精液の製造や譲渡に関する情報が記録されており、授精師が精液を使用し、証明書を発行すると、その情報が事業団に送信され、精液の使用状況や在庫状況が常に把握できる仕組みとなっております。

議員御指摘のとおり、このシステムは、国の検討会において、先進的な取り組みとして紹介されたところでございます。

現在、国においては、家畜改良増殖法の改正を視野に、精液等の管理の厳格化が検討されておりますことから、その動向を注視しながら、引き続き適正な管理に取り組んでまいります。

○右松隆央議員 引き続き、適正管理をよろしくお願いしたいと思います。

次に、ことし6月1日に施行された、所有者不明地の地域活用における特別措置法について伺います。

所有者が不明な宅地や農地などは、全国で九州の面積を上回る約410万ヘクタールあるとされております。

今回の特措法は、手続を踏めば、地方自治体のほか、企業やNPOなども土地を利用できる

として、登記簿などで所有者を調べ、見つからなければ、活用計画を都道府県に提出し、知事が審査し、公益性が確認されれば、最長10年の使用権が認められる内容となっております。

そこで、県土整備部長に、所有者不明地の地域活用における特別措置法が施行されたことを受けまして、本県ではどのような活用を想定しているのか、お伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 特措法の目的の一つであります地域福利増進事業につきましては、地域住民の利便性の向上に資する施設等を幅広く対象としており、活用後の原状回復や一時的な利用を前提としているものの、防災施設の敷地や周辺地域で不足している小売店舗のほか、公園や公共事業による仮設道路、自治会が設置する集会所などへの利用が考えられるところです。

今のところ、本県での事業の動きはありませんが、今後、県に申請がなされた際には、事業の公益性や事業者の適格性等について、市町村の意見も参考にしながら判断していくこととなります。

県といたしましては、この法律が公共事業の迅速化や柔軟な土地利用に資することから、引き続き市町村等への周知を図りながら、適正な制度の運用に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 周知のほうは、ぜひ引き続き図っていただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは次に、投票率の向上につきましてお伺いしたいのですが、投票率の低下は、私自身、厳しく受けとめております。政治を託せる人に一票を投じる行為は、言うまでもなく、民主主義の根幹をなすものであります。投票率の

向上のためにいかに取り組んでいくか、3年前の公選法の改正で解禁された——これは一例でありますけれども——親の姿を見て選挙を身近に感じてもらう子連れ投票、そして、幼少時からの学校現場での主権者教育も含めて、議会はもとより、国や自治体を挙げて取り組むべき大きな課題だと認識いたしております。

宮崎県議会でも、私たち議員が県内の高校を訪問して、議会を身近に感じてもらうための出前講座を積極的に開催しております。

今年度は加えて、若者の投票率向上のために各大学を訪問して、その際に、傍聴を呼びかけていくことはもちろんでありますけれども、こういったことに取り組めるのか、大学側と主体的に話し合う場にもなるのかなと思っております。

その中で、今回は投票所の利便性を高める本県の取り組みについてでございますが、県内における移動投票所の活用状況と、いろいろと課題もあろうかと思っております。今回の参院選から法改正で取り組めることになった共通投票所の制度につきまして、今後、どのように取り組んでいかれる考えであるのか、よろしく御答弁お願いします。

○選挙管理委員長職務代理者（米良政美君）

お答えをいたします。

移動投票所の設置につきましては、都城市において、ワゴン車を使った移動式期日前投票所を導入しまして、今回の参議院議員選挙では120名の方が利用いたしております。

また、三股町では、移動投票所ではございませんが、期日前投票所までの移動支援のために、コミュニティバスの運賃の無料化に取り組んでおります。

一方、投票日当日に事前に決められた投票所

以外で投票できる共通投票所の設置につきましては、市町村における二重投票を防ぐためのシステムの整備費用や人員体制の確保などが課題となっております。これまで県内での活用事例はございません。

県選挙管理委員会といたしましては、さまざまな課題がある中ではございますが、市町村向け研修会で全国の先進事例を紹介するなど、投票機会の確保を図るための情報提供に努めるとともに、国に対して必要な要望を行うなど、地域の実情に応じた投票環境づくりを支援し、投票率の向上につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○右松隆央議員 ありがとうございます。引き続き、投票率の向上のために御尽力をよろしくお願いします。

次は、本県の教育政策について伺います。

文科省は、ことしの3月26日に、来年度から小学校で使われる教科書の検定結果を公表しております。学習指導要領が約10年ぶりに見直されたことを受けまして、5年生と6年生では英語の教科書が初めて検定対象となっており、ほかの教科書の多くも全面的に改訂され、私も過去の一般質問で取り上げましたが、主体的、対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングの要素が盛り込まれております。

そこで、教育長に、今回の小学校で使用される教科書の検定結果において、学習指導要領の改訂を受け、どのような特徴となっているのか、また、社会の、領土に関する記述も含めてお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 小学校において来年度から使用いたします教科書の特徴ではありますが、具体的には、まず、知識を習得するだけではなく、学びのプロセスを重視し、話し合い活

動を促すような対話形式の記述がふえております。それに伴いまして、ページ数も1割程度ふえております。

また、来年度から初めて使用される外国語科の教科書では、日常生活で実際に使用する場面を設定するなど、コミュニケーション能力の育成を目指した工夫がなされているところであります。

さらに、お話にありました社会科の教科書でございますけれども、北方領土や竹島、尖閣諸島に関する内容が取り上げられておりまして、「我が国の固有の領土」と明記されております。

県教育委員会といたしましては、このような教科書の特徴を生かして、知識偏重ではなく、知識を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等の能力の育成に努めてまいります。

○右松隆央議員 新しい教科書とともに、児童生徒の——先ほど教育長が答弁されましたが——課題を解決する力の醸成に大いに期待をしているところでございます。

引き続き、小学校高学年における教科担任制についてであります。

小学校では、学級担任が大部分の教科を教える学級担任制が一般的であります。しかしながら、来年度から新学習指導要領が全面実施されることに伴いまして、課目によって専門教員が複数の学級を持つ教科担任制の推進で文科省は方針を固めて、中教審に諮ったところでございます。

そこで、教育長に、小学校高学年における教科担任制についてどのように取り組んでいかれる考えか、お伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 小学校における教科

担任制の導入や専科教員の配置につきましては、教員の専門性を生かした質の高い指導を可能とするとともに、学級担任等の空き時間が確保できるなど、教員の働き方改革につながるものであります。

現在、県教育委員会といたしましては、国からの加配定数を活用しまして、外国語専科等の専科教員を配置しているところでございます。

今後は、学級担任等が国語、算数など一部の教科を分担し合う一部教科担任制について研究を深めながら、積極的に推進してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 中学へのスムーズな移行も含めて、積極的な推進をよろしくお願いします。

引き続き、小学校におけるICTの環境整備についてであります。

先日、情報化推進対策特別委員会におきまして、西米良村の村所小学校を訪問しました。黒木村長みずから学校に来られまして、学校の取り組みや西米良村の紹介もしていただきましたが、本当にすばらしい取り組みで、感銘を受けた次第であります。

タブレットPCは全生徒に整備されておまして、各教室に設置された電子黒板と画面も連動し、まさに最先端の学習プログラムを導入されております。児童生徒の確かな学力の定着、そして大事な情報活用能力の向上を目指す上において、西米良ならではの取り組みは非常に参考になるものでございました。

そこで、教育長に、本県の教育現場におけるICTの環境整備はどのような状況であるのか、お伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） Society 5.0時代が到来しようとする中でございますが、学校現場におきましては、先端技術の活用の促進

が求められているところでもあります。

新学習指導要領におきましても、情報活用能力が言語能力と同様に学習の基礎となる資質・能力の一つとして位置づけられておりまして、ICT環境の整備の充実が図られるよう明記されております。

そのような中、県内の公立小学校におけるICT整備の状況につきましては、平成30年度末現在、教育用コンピューター1台当たりの児童数は、全国平均の6.1人に対して、本県は5.9人、そして普通教室の無線LAN整備率は、全国平均の43.1%に対して、本県は45.4%でございまして、いずれも全国平均を上回っており、その整備状況は年々高まってきている状況にあります。

県教育委員会といたしましては、今後も、ICT環境のさらなる充実が図られるよう、県内全ての市町村に対して、あらゆる機会を捉え、積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 もう一つ、ICTを活用した不登校児童生徒への取り組みであります。

これから検証が必要であるでしょうけれども、島根県では、ICTを使い、不登校児童生徒の自宅学習を遠隔で支援する取り組みを始めることとなります。6月定例県議会で600万円の補正予算が通っておりまして、計画では、児童生徒が好きな時間に自宅でパソコンを使い、インターネットを通じてキャラクターとの対話形式で学べるソフト「すらら」を活用し、元教員を配置して、ネットを通じて見守っていくという形でございます。

そこで、教育長に、本県において、不登校児童生徒への学習支援をICTを活用してできないものか、伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 現在、各学校では、不登校の児童生徒に対して、学級担任等が家庭訪問を行い、一人一人の状況に応じた課題を与えるなどして、自宅学習の支援を行っております。

議員から御指摘いただいた、学校外におけるICTを活用した学習活動につきましては、対人関係の構築が難しい児童生徒にとっては、自分のペースで学習できますことから、安心して取り組めることが効果として考えられ、結果、教職員の負担の軽減につながることも期待される所でございます。

このため、県教育委員会といたしましては、不登校児童生徒へのICTを活用した学習のあり方について、先進県の取り組み状況も参考にしながら、一人一人に応じた支援の充実を努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 もう一点、ICTを使ったいじめの対応についてであります。

今、全国の学校でのいじめの対応の中で、匿名で通報できるアプリの導入が進んでおります。

そこで、本県もいち早く「ネットいじめ目安箱」を導入したわけでありましてけれども、児童生徒がいつでも簡単にいじめを通報しやすくなるように、さらに改良を重ねることができないものか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 本県におきましては、平成21年度から、インターネット上に「ネットいじめ目安箱」を開設しておりまして、パソコンやスマートフォン等のメール機能を利用し、誰でもいじめについて相談できる体制を整えております。

また、昨年度は、SNS等での書き込み内容を画像で投稿できる機能を追加するなど、より

相談しやすいように技術的な改善を行ったところでもあります。

議員から御指摘いただいた、スマートフォンのアプリを利用した相談につきましては、リアルタイムに双方向でやりとりができたり、児童生徒が気軽に悩みを訴えたりすることができるなど、いじめの早期発見・早期対応に効果があるものと認識しているところであります。

今後、他県の事例や各種相談アプリ等を調査するなどして、ICTを効果的に活用し、できる限り問題解決に対応していけるよう、「ネットいじめ目安箱」の改善に努めてまいります。

○右松隆央議員 この項目最後に、教職員の働き方改革に伴う学校閉庁日について伺ってまいります。

学校の先生も夏休みをしっかりとってもらいたいと、文科省は、夏休み期間中にまとまった学校閉庁日を積極的に設けるようにとの通知を、各都道府県教育長宛てに7月に出しております。

そこで、本県における県立学校に勤務する教職員の昨年の年次有給休暇の取得日数はどうであったのか、また、学校の閉庁期間の拡大についてどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 昨年の県立学校教職員の年次有給休暇の平均取得日数は、12.5日でありました。

次に、本年度の学校閉庁日につきましては、県立学校では、94%に当たる47校が夏季休業中に実施しておりまして、期間は35校で3日間、12校で4日間設定しております。

また、市町村立学校では、全ての市町村が実施しておりまして、夏季休業中に16市町村が3

日間、9市町村が4日間、さらに1つの市で、夏季と冬季の休業中に、合わせて6日間設定しております。

学校閉庁日は、県内一斉の取り組みの一つとして、原則、講習や部活動などの業務を行わないこととしておりまして、休暇取得を促進する上で有効な取り組みであると考えております。

県教育委員会といたしましては、文部科学省の通知の趣旨も踏まえ、学校や地域の実情に応じて、まとまった休日が確保できるよう、学校閉庁日の時期や期間及び年間を通しての計画的な休暇の取得等について、さらに積極的に、各学校や市町村教育委員会に働きかけてまいります。

○右松隆央議員 引き続きの取り組みをよろしくお願いします。

最後の問いとなりました。犯罪被害者の支援についてであります。

さまざまな犯罪が日常的に発生する中で、犯罪被害者やその御遺族をいかに支援していくかは極めて重要なことであります。

警察庁の犯罪被害者等施策の中で、都道府県における犯罪被害者支援条例の制定状況を確認させていただきました。

条例の制定は17道府県にわたっておりまして、直接的な犯罪被害者支援条例でなくとも、安心・安全なまちづくり条例等に支援項目を盛り込んでいるのが16府県と、合わせて33道府県が、犯罪被害者等の支援について社会全体で取り組む環境を整備しているところであります。

本県は、条例では対応していない状況でありまして、私は、明確に条例での位置づけをしていく必要があると考えております。

そこで、これは知事に、本県として、犯罪被害者支援条例を制定するお考えはないのか、お

伺います。

○知事（河野俊嗣君） 犯罪被害者やその御遺族等が早期に被害から回復し、日常生活を取り戻されることは、大変重要な課題であると認識しております。

このため、犯罪被害者等の支援につきましては、平成26年度に改定しました「宮崎県人権教育・啓発推進方針」におきまして、重要な人権課題の一つとして位置づけるとともに、施策の方向性を明示し、市町村や犯罪被害者支援センターなど関係機関とも連携を図りながら、全庁的に支援に取り組んできているところであります。

しかしながら、現在もさまざまな犯罪が後を絶たず、被害者や御遺族等は、犯罪による直接的な被害だけでなく、それに伴い生じる精神的なショックや再度の被害への不安、周囲の好奇の目など二次被害にも苦しみ、社会から孤立する状況も見られます。

私も知り合いの弁護士から、こうした犯罪被害者に直接話を聞いたときの状況を伺いましたが、その弁護士自体も精神的なダメージを受けてしまいそうなほど、被害者の方が大変闇に包まれてしまっている。そういう厳しい状況というものを伺ったことがあります。

社会全体で犯罪被害者等に寄り添い、途切れることのない支援が行われますよう、今後、犯罪被害者等支援施策のあり方につきまして、条例の制定も含め、検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 知事のおっしゃったとおりでございます。犯罪被害者等を支える社会形成の促進は重要であると認識しておりますので、ぜひ取り組みを進めていただきますようお願い申し上げます。

以上で、私の代表質問の全てを終了させていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党、外山衛でございます。

それでは、通告に従いまして代表質問を行います。

知事は、3期目の選挙におきまして、本県にとって人口減少対策が喫緊の課題であり、これに徹底して取り組むことを公約の一つに掲げられました。

平成27年から平成30年の4年間を見ても、本県の人口は、毎年7,000～8,000人というペースで減少しており、人口減少に伴う影響が、既に地域生活や経済活動といったさまざまな面で顕在化してきております。避けられない人口減少、この大変困難な時代のかじ取りを託された知事の手腕が問われていると考えます。

このような中で、先月下旬、県総合計画審議会から、平成27年度から30年度の4年間に推進された、県総合計画アクションプランの取り組みに対する政策評価について答申がなされました。

その概要を見ますと、東九州道などの交通インフラ整備、世界農業遺産やユネスコエコパークの登録、フードビジネスの展開など、一定の

成果が見られる一方で、少子高齢化や人口減少が想定以上に進行し、労働力の確保や福祉・医療の充実などがこれからの課題であると、指摘をされております。

政策提案で知事が掲げた「安心と希望あふれる未来」を実現していく上でも、こうした大きな課題にもしっかりと向き合っていく必要があるものと考えます。

そこでまず、今回の政策評価の答申を受けた所感について、知事に伺います。

続いて、知事が一丁目一番地の課題として掲げられた人口減少対策について伺います。

子育て支援や若者の定着促進などに取り組む「人口問題対策プログラム」は「B」の評価でありました。出生数の減少や若年人口の流出に加え、人手不足の顕在化など、人口減少に伴う影響が深刻さを増す中、生活の維持や将来に対する不安の声が高まっております。

6月議会におきまして、新たなアクションプランに加え、人口減少対策を加速化するため、30億円の基金が設置されたところでありますが、問題は、この基金を活用しながら具体的な取り組みにつなげ、いかに成果を上げていくかであります。

全国の自治体が共通して直面する大変困難な問題であるということは、私も認識しておりますが、この人口減少対策基金も活用しながら、知事は今後どのように進めていかれるのか、意気込みについて伺います。

以上で壇上からの質問は終わり、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、政策評価の答申についてであります。

今回の政策評価につきましては、昨年度が前

のアクションプランの最終年度であったことから、設定した目標値の達成状況などを踏まえ、4年間の取り組みに係る総括的な評価をいただいたところであります。

評価結果としましては、8つのプログラムのうち、成果が出ているとしてA評価が2つ、残りの6つについては、一定の成果が出ているとしてB評価を受けたところであります。あわせて、少子高齢化や人口減少の進行に伴い顕在化するさまざまな課題について、今後より踏み込んだ対応を検討するよう、御意見をいただいたところであります。

私としましては、一定の成果が出ていることに手応えを感じながらも、これで満足するのではなく、さらによりよき県政運営を目指して、またさらに上の目標値を目指して取り組んでいくとともに、審議会からいただきました御意見を真摯に受けとめ、新たに策定したアクションプランに掲げる施策の着実な展開に生かしてまいりたいと考えております。

次に、人口減少対策についてであります。

本県では、高齢者が多いという人口構造上の問題から、人口減少は当面続いていくと思われませんが、その減少幅を少しでも緩やかにし、影響を抑えていくこと、そして、我が国全体が右肩上がりの時代から緩やかな下り坂の中での成熟社会へ向かう中で、本県を将来にわたって持続可能な地域としていくための土台づくりを進めることが、今後4年間で私に課せられた使命であると考えております。

このため、人口減少対策基金を設置し、移住支援金を初め、基金を活用した事業に着手したところでありますが、この基金をより効果的に活用するためには、市町村ともしっかりと連携を図り、直面する課題を共有するとともに、地

域の実情に応じた対策の方向性を見出していくことが大変重要であると考えております。

私自身も各市町村長と直接、意見交換を行っておりますし、県と市町村職員によります「人口問題対策研究会」を設置し、全市町村と意見交換を実施するなど、検討を進めているところであります。

このような取り組みを通じまして、今後とも、県議会を初め、市町村や民間の御理解、御協力もいただきながら、私が先頭に立って人口減少対策を展開し、安心と希望あふれる宮崎県を築いてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○外山 衛議員 人口減少対策につきまして、大変困難な問題だと思っておりますが、ぜひ、この30億円の基金を有効に活用していただきたいと思っております。

アクションプランの個別のプログラムについて、何点かお伺いしたいと思っております。

まず、「地域経済循環構築プログラム」についてであります。

このプログラムは、主に地域経済の循環促進や地域資源・エネルギーの循環促進などに取り組むものでありますが、プログラム全体の評価は「A」となっております。

そこで、地域経済循環構築プログラムについて、特にどのような点が評価されてA評価となっているのかを、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 御質問のプログラムは、地域経済を牽引する中核的企業の育成を初め、県内企業の連携強化や取引拡大、地産地消の推進による県内需要の喚起等を通じて、県外から外貨を稼ぐとともに、それを地域内でしっかり循環させる仕組みづくりを進めるものであります。

このプログラムには、重点指標といたしまして、財貨やサービスの移輸出・移輸入の状況を示す県際収支を掲げておりますが、移輸出額が伸び、この赤字幅が大きく改善したことに加え、成長期待企業等の認定数、経営革新承認件数など、多くの取り組み指標が目標を達成し、A評価となっております。

一方、稼いだ外貨を県内で循環させ、経済活性化につなげるシステムをつくっていくためには、地産地消のさらなる推進やフードビジネスの振興などに取り組んでいくことが、引き続き重要であると考えております。

○外山 衛議員 続きまして、「観光再生おもてなしプログラム」についてであります。

このプログラムは、魅力ある観光地づくりやスポーツランドみやぎの推進、外国人観光客やMICEの誘致等に取り組むものであります。プログラム全体の評価は「B」と、前年度の「C」から改善はしておりますが、「観光再生おもてなしプログラム」につきましては、どのような点が評価されてB評価となっているのかを、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 今回の「観光再生おもてなしプログラム」に対する政策評価につきましては、観光入り込み客数や観光消費額が増加したことにより、一定の成果が見られるとして、「B」の評価をいただきました。しかしながら、その一方で、外国人観光客の誘客や受け入れ体制整備に課題があるとの御指摘もいただいたところであります。

県といたしましては、これらの指摘を踏まえ、マーケティングの手法も取り入れながら、海外市場に応じた効果的なプロモーションの実施や受け入れ環境の整備、さらには、地域の観光をリードする人材の育成など、将来を見据え

たさまざまな施策を進め、恵まれた観光資源を生かした選ばれる観光地域づくりに、官民一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 アクションプラン関連でもう一点伺います。

次に、「いきいき共生社会づくりプログラム」についてであります。

このプログラムは、生活に必要なサービス・機能の維持、福祉・医療の充実、自然との共生や安全・安心なまちづくりなどに取り組むものであります。プログラム全体の評価は「B」となっており、臨床研修医受け入れ数や訪問介護ステーション事業所数が増加するなど、一定の成果が見られますが、県民の生活に直結する重要な項目でありますので、今後も引き続き努力いただく必要があると思われま

す。政策評価の中でも、「日常生活に必要な機能の維持、持続可能な社会の構築に向けたより踏み込んだ対応が求められる」と評価されておりますが、特に、資源が限られた中山間地域では、今後、医療や介護サービスの提供が困難になることも懸念されます。医療や介護は、生活していくために欠かせないものであり、中山間地域に生活する県民の安心を確保するためには、このサービスの維持が非常に重要なポイントとなります。

そこで、政策評価の結果を受けて、少子高齢化と人口減少が進行する中、資源が限られた中山間地域における医療や介護サービスの維持に向けて、どのように取り組んでいくのかを、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 中山間地域では、医療・介護サービスの担い手不足の問題や、量的・質的に資源が限られていること、ま

た、地理的な条件から、サービス提供が効率的に行えないなどといった難しい課題を抱えております。

県ではこれまで、中山間地域における医療・介護サービスの維持に向けて、自治医科大学卒業医師の配置や訪問看護の推進支援などに取り組んできているところです。

今後は、中山間地域で生活する県民の方々の安心確保のために、公立病院や特別養護老人ホームなどを中心としたサービス提供体制を確保していくことが重要だと考えております。

このため、政策評価にも記載があるとおり、「より踏み込んだ対応」ができるよう、それぞれの地域に合った人材確保対策や、より効率的な体制、サービス提供方法の構築などに、市町村等と十分に連携しながら取り組んでまいります。

○外山 衛議員 よろしく願いいたします。

続きまして、国際定期便について伺います。

韓国からの訪日客は、韓国経済の低迷、渡航先の多様化などにより、ことしに入り低調な状態が続いておりますが、これに加えて、徴用工問題に端を発する日韓情勢の影響を受け、日本への旅行を控える動きが出てきております。

日本政府観光局の調べによりますと、7月の訪日韓国旅行者は、昨年同期と比べて7.6%減少しており、8月以降はさらに厳しい数字になるものと思われま

す。このような中、日韓を結ぶ航空路線は、全国的に運休や減便が発生しており、佐賀、大分、熊本におきましては、韓国への路線がなくなるという大変厳しい状況に置かれています。また、お隣の鹿児島でも、大幅に路線が縮小されることとなりました。

本県におきましても、LCCイースター航空宮崎—ソウル線が、9月19日から11月30日までの運休を決定いたしました。その理由と運航再開の見通しについて、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 運休の理由につきましては、航空会社からは事業計画の変更との説明を受けておりますが、その背景には、現在の日韓情勢の影響により、既存の予約のキャンセルや、新規予約の減少による利用者数の低迷があるものと考えております。

運休期間につきましては、航空会社より9月19日から11月30日までと伺っておりますけれども、運航再開の時期につきましては、言及はありませんでした。

韓国人の訪日需要が落ち込み、先行きが不透明な状況でありますので、明確な見通しは申し上げられませんけれども、例年でありまして、冬期にはゴルフ客等の韓国からのインバウンドが増加することから、県といたしましては、冬期の運航再開を期待しているところであります。

○外山 衛議員 LCCにつきましては、今回もいち早く運休を決めるなど、なかなか対応が難しいとは思いますが、運航再開に向けて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

さて、本県の韓国路線は、イースター航空のほか、アジアナ航空が運航しております。アジアナ航空は、同社を傘下に置くクムホ・アジアナグループから売却されることが決定したと聞いておりますが、売却については、現在どのような状況であるのか。また、現在の利用状況について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） アシアナ航空

は、ことし4月にクムホ・アジアナグループからの売却が決定しております。7月25日には、最大株主でありますクムホ産業が保有する株式などの売却公告が出されたところであります。

今後、10月ごろの本入札で売却先が決定し、本年中には売却作業を終えるものと言われております。県といたしましては、その状況を見守っているところであります。

このような中、日韓情勢の影響により、利用者が大幅に減少しておりますことから、県といたしましては、アジアナ航空や旅行会社と連携し、安価な運賃の設定や旅行商品の造成など、利用促進に取り組んでおりますほか、先月には、私もアジアナ航空の本社を訪問しまして、路線の維持を要望してまいったところであります。

その中で、平成13年の就航から18年間にわたって、厳しい状況があつた中でも運航を続けてきたこと、そこには、お互いに宮崎—ソウル線への強い思いがあつたことを確認したところであります。アジアナ航空からは、今後とも県と力を合わせ、路線の維持に努めていきたいとの言葉をいただいたところであります。

○外山 衛議員 現在の政治情勢は厳しい、難しいものがあると思っておりますけれども、文化、観光、経済など、地域間の交流はしっかりと続けていくべきと考えます。大変厳しい状況とは思いますが、アジアナ航空としっかりと協力して、路線の維持に努めていただくようお願いいたします。

さて、現在、本県の国際定期便は、ソウル線のほか台北線が運航されておりますが、台北線におきましては、本年3月末に週3便から週2便に減便をされています。

また、香港線におきましては、昨年10月末に運休となっておりますが、台北線の利用状況と香港線の誘致活動の状況について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 台北線につきましては、今年度の4月から7月までの搭乗率は78.4%となり、昨年度の年間搭乗率70.8%と比べ、7.6%上昇しております。台北線は、来年1月に就航10周年を迎えますことから、これを契機としたプロモーションを行うなど、さらなる利用促進に取り組みながら、チャイナエアラインに対し、週3便への増便を引き続き要望してまいりたいと考えております。

一方、香港線につきましては、複数の航空会社に対し運航の交渉を行っておりますが、自治体間の誘致競争が過熱し、売り手市場となっております。高額な運航支援金が前提とされますことから、現時点では再開のめどは立っておりません。

このため、航空会社への誘致活動に加え、観光部門と連携して本県の認知度を高め、香港からのインバウンドの増加を図るなど、本県への渡航需要を高めるための取り組みに、引き続き努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 最後に、ソウル線、香港線の運休や台北線の減便など、本県の国際定期便は厳しい状況にあると思いますが、宮崎空港の国際線の維持・充実に向けて、今後どのように展開していくのかを、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎空港の国際線は、「みやざきグローバルプラン」に基づきまして海外との交流拡大を進める本県にとりまして、大変重要な交通基盤であると考えております。

このため、ソウル線につきましては、本県初の国際定期便として就航し、ことしで18年目を

迎えたところであります。本県にとって欠くことのできない重要な路線であると考えておりますので、大変厳しい状況ではありますが、さまざまな工夫を凝らし、関係者が力を合わせることで、しっかりと維持に努めてまいりたいと考えております。

台北線は、本年3月末に週2便へと減便されましたが、今後、週3便への増便に全力を注ぎ、香港線につきましても、本県への渡航需要の喚起を図りつつ、再開に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

現在、ワールドサーフィンゲームスでありますとか、ラグビーイングランド代表の合宿が行われておりますが、こうした関係者と接しておりますと、やはり宮崎牛を初めとする本県の食の魅力、また、サーフィンやゴルフなどのスポーツ環境、また豊かな自然、しっかりとアピールできる魅力というものの手応えを感じているところであります。

海外における宮崎の知名度は必ずしも高くない状況ではありますが、伸び代と捉え、しっかりとアピールをして需要に結びつけてまいりたいと考えておまして、新規の路線につきましても、中国本土やタイ、ベトナムなど東南アジアの旺盛な訪日需要を取り込むため、まずはチャーター便の誘致を進めるなど、今後とも、本県の航空ネットワークの維持・充実に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 引き続き、路線の維持・充実にしっかりと取り組んでいただくよう、お願いします。

次に、宮崎カーフェリーについて伺います。

宮崎カーフェリーは、本県経済にとって極めて重要な交通基盤であります。しかし、この航

路を維持していくためには、現在老朽化している船舶を更新する必要があると聞いており、そのためには、新船建造の実現が大きな課題になります。

さきの6月議会におきまして、積載台数などの基本スペックや建造費の上振れ、年内の建造契約を目指す旨の答弁があったところであり、現在、新船建造については、運航会社において具体的な検討が進められていると思います。

県内の事業者からは、特に上り便において満船状態が続いており、早期に大型化を実現してほしいとの声も聞いております。

また、本県への観光誘客につなげるためにも、誘客ニーズに合った新船の導入が期待されます。

そこで、現在、どのような新船が検討されているのかを、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新船につきましては、貨物ニーズや旅客ニーズを考慮しながら、運航会社が詳細なスペックを検討しているところでもあります。

貨物につきましては、トラックの積載台数を130台から160台程度に拡大するとともに、トラックドライバーの就労環境の改善のため、ドライバー室の個室化も検討されております。

次に、旅客につきましては、シングルやツインルームなどのプライバシーに配慮した客室を大幅にふやすことが検討されているところでもあります。

これらのスペックを満たすため、船体を現在の170メートルから190メートル程度に大型化することが検討されているところでもあります。

○外山 衛議員 新船について、より大きく、より快適で、より豪華など追及することにより、投資額が過剰に大きくなってしまわないか

が心配でもあります。航路を長期的に維持していくためには、会社の経営に見合った投資額であることが大変重要と考えます。

この点につきまして、6月議会におきまして、「経営はおおむね良好であるが、建造費の上振れが見込まれる」旨の答弁がなされております。会社におきましては、新船建造とその資金調達についての検討はされていると思いますが、新船建造に要する経費はどの程度が見込まれるのか、また、資金調達はどうなっているのかを、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 運航会社は、黒字経営が安定して継続できるよう、真に必要な機能を適切に盛り込んだ新船を建造する考えであります。

現在、造船会社との協議を進め、排ガス処理装置やその他の必要な施設についても、詰めの検討作業が行われているとお聞きしております。総投資額は、2隻で170～180億円程度が見込まれているところであります。

資金調達につきましては、金融機関からの融資は、合計で110～120億円程度とお聞きしており、残りの60億円程度につきまして、自己資金や国庫補助などがどの程度確保できるのか、精査されているところであります。

○外山 衛議員 「金融機関からの融資のほか、自己資金などの確保について精査をしている」との答弁でございます。

さきの6月議会におきまして、「建造費について、必要に応じ県からの支援を検討していく」との答弁がございました。

そこで、新船建造に対する県の支援についてどのようにお考えかを、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 長距離フェリー航路は、農畜産物を初めとする県産品を大消費地に

輸送しますとともに、県外からの観光客の誘客にも重要な役割を担う、まさに本県経済の生命線でありまして、その維持のためには新船建造が必要であります。

運航会社は、昨年3月に運航を開始して間もないことから、自己資金の蓄積が十分ではなく、自力で所要資金の全額を確保することは困難ではないかと認識しております。

このような状況の中、運航会社において新船建造を円滑に進めていくためには、不足する資金について、行政としても、貸し付けによる支援を検討する必要があると考えております。

具体的には、今後、運航会社や金融機関と協議をしながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 続きまして、児童虐待問題について伺います。

とうとい子供たちの命が虐待によって失われるといった報道を耳にするたびに、胸が痛む思いであります。

昨年3月に東京都目黒区で発生した、当時5歳の女の子の死亡事件や、本年1月に千葉県野田市において、小学4年生の女の子が、親からの虐待により命を奪われるといった痛ましい事件、さらに先月末には、お隣の鹿児島県におきまして、4歳の女の子が亡くなるという事件がありました。まことに残念でなりません。

国におきましても、児童虐待防止のための法改正などにより対策強化が図られる中、先月8月1日、平成30年度における全国の児童虐待相談対応件数が公表されましたが、その報告によりますと、全国の児童虐待相談対応件数は、前年度比で19.5%増の15万9,850件と、過去最高を更新したとのことであり、大変憂慮すべき状況だと思います。

そこで、平成30年度の全国の児童虐待相談対応件数が公表され、過去最多となりましたが、本県の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県内の児童相談所の平成30年度の児童虐待相談対応件数でございますが、1,379件で、これは前年度の約1.2倍であり、過去最多となりました。

虐待の種別では、「心理的虐待」が787件で最も多く、全体の約6割を占めておりまして、次に、「身体的虐待」が322件、「保護の怠慢ないし拒否」、いわゆるネグレクトが252件、「性的虐待」が18件となっております。

件数が増加した主な要因といたしましては、東京都目黒区や千葉県野田市で発生した児童虐待死事件が大きく報道されたことにより、県民の児童虐待への関心が高まり、近隣住民等からの通告が増加したことなどによるものと考えております。

○外山 衛議員 国は、子供の安全確認を確実にを行うため、「虐待通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子ども様子を確認するなど安全確認を実施する」などのルールを定め、その徹底を全国の児童相談所に求めております。その実施状況を確認するため、国は、平成30年7月20日からことし6月7日までの間に、全国の児童相談所が虐待通告を受けた全てのケースの実施状況について緊急点検を行っており、その結果が8月1日に公表されたところであります。

それによりますと、通告のあった15万3,571人の子供のうち、48時間以内に安全確認がなされた子供は、全体の90.9%であったとのことでありましたが、本県の点検結果について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御指摘の今回の緊急点検の期間に県内の児童相談所が受けた虐待通告は1,095件でございまして、このうち48時間以内に子供の安全を確認できた件数は1,077件でございました。

48時間以内に安全確認ができなかったケースが18件ございましたが、その理由としては、通告の内容が、「鳴き声が聞こえる」といった抽象的なものであり、該当する子供の特定に時間を要したことや、親以外の関係者からの情報により児童の安全が確認され、緊急の安全確認は必要ないと判断したことなどがございます。これらについては、いずれのケースも、その後の訪問調査により、子供の安全を確認しております。

県といたしましては、今後も子供の安全の確保を最優先に、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 今後とも、子供たちの安全を最優先に考え、適切な対応に努めていただきたいと思います。そのためには、児童福祉司の増員や専門職の配置など、増加している児童虐待にしっかりと対応できるための児童相談所の体制強化を図っていただけるよう、お願いいたします。

次に、少子化対策について伺います。

現在、日本の出生者数は年間100万人を下回っており、間もなく90万人さえ下回ろうとしている状況であります。

本県におきましても、年間出生者数は、平成24年に1万人を下回り、平成30年におきましては8,434人と、減少の一途をたどっております。

国立社会保障・人口問題研究所の分析によりますと、約10年後の令和12年には、本県の人口

は97万7,000人になると推測されており、100万人程度の安定的な人口構造を維持するための環境を一刻も早く整えていくことが不可欠であると思います。

「みやざき子ども・子育て応援プラン」を策定し、計画に従って各種施策を進めておられると思いますが、この「みやざき子ども・子育て応援プラン」について、これまでの成果と次期プランの方向性を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 「みやざき子ども・子育て応援プラン」は、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的に、平成27年度に策定しまして、本プランに基づき、子供や子育て家庭に対する支援に、全庁を挙げて取り組んできたところでございます。

プラン策定時から昨年度までの実績において、例えば認定こども園数が42園から179園に増加、周産期死亡率が3.1ポイントから2.7ポイントに改善、保育所等の耐震化率が76.5%から87.5%まで進捗など、一定の成果があらわれている一方で、合計特殊出生率は、直近の平成30年で1.72と、全国3位ではございますが、同年の短期目標1.82は達成できていない状況です。

このため、次期プランの策定に当たっては、合計特殊出生率が目標を達成できていない現状を踏まえまして、課題を分析し、より効果的に少子化対策を実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 子育て支援・少子化対策に特効薬と呼べるような対策はなく、前に進めていくことは非常に困難と思いますが、未来を見据えた計画策定を進めていただきたいと思います。

さて、子育て支援・少子化対策と一口に言っても、例えば、本県と東京都では人口規模や子育て環境が大きく違うため、その対策は異なっています。

県内におきましても、待機児童のいる都市部と中山間地域では、子供を取り巻く環境が全く異なっており、とるべき対策も変わってくるはずであります。

子育て支援・少子化対策を進めていくためには、地域の実情を把握し、きめ細やかな対策を講じることができる市町村の存在は欠かせません。

そこで、市町村が行っている子育て支援・少子化対策に対して、県はどのような支援を行っているのかを、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 市町村が行っている子育て支援・少子化対策につきましては、地域によって異なるニーズに対応する観点から、極めて重要であると考えております。

このため県では、毎年度、市町村に対して翌年度の事業実施の意向調査を実施しまして、ニーズを把握しているところです。

具体的には、市町村が地域の実情に応じて実施する「病児保育事業」や「ファミリー・サポート・センター事業」などの「地域子ども・子育て支援事業」に対して、その事業費の3分の1について財政支援を行っておりまして、事業を実施する市町村は年々増加しております。

県としましては、今後とも十分な予算確保に努めるとともに、市町村や関係団体と連携しながら、効果的な事業の実施を図っていきたいと考えております。

○外山 衛議員 国、県、市町村が一体となって、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、木材輸出等について伺います。

財務省の貿易統計によりますと、我が国の平成30年における丸太、製材などの木材輸出額は351億円で、対前年比7.4%の増となっております。

本県におきましても、南那珂森林組合などの4組合による木材輸出協議会が、平成23年度から中国や韓国向けに原木を輸出し、その取扱量は年々増加していると聞いております。

また、県におきましては、これまで韓国において、材料と建築技術をパッケージにした「材工一体」による県産材輸出の取り組みを進めているようではありますが、国内での住宅着工件数の減少が見込まれる中において、こうした木材輸出の増加は、木材需要の拡大や森林所有者の所得向上にもつながるため、今後も推進すべきであると考えます。

そこで、本県における木材輸出の状況と今後の見通しについて、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 輸出企業等への聞き取りによりますと、昨年度の本県の木材輸出額は42億6,000万円と推計され、主な輸出先は、中国、韓国、台湾となっております。このうち原木は40億2,000万円で、輸出額全体の94%を占めており、主にこん包材などの材料として輸出される中国を中心に増加しているということです。

また、輸出額の6%に相当する製材費につきましては、ひき板などの半製品として輸出される中国向けが増加する一方で、材工一体で輸出する韓国向けは、景気の低迷などから減少しているところでもあります。

今後の見通しにつきましては、米中貿易摩擦や日韓情勢などにより不透明な状況となっておりますが、県といたしましては、国際情勢や市

場動向を見きわめながら、韓国の住宅様式への適応や、台湾やその他の国においても木造建築の普及に努めるなど、関係団体とも連携して、効果的な輸出促進の取り組みを進めてまいることといたしております。

○外山 衛議員 木材輸出の見通しにつきましては、不透明な状況ということではありますが、県内の杉の素材生産量は、平成3年から28年連続日本一となっております。素材生産事業者からは、「このまま伐採が進むと資源が枯渇するのでは」との声も聞かれます。

そこで、現在のような伐採が続くと、森林資源が減少することが危惧されるが、森林資源を維持するために、県はどのように取り組んでいくのかを、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県における民有林針葉樹の平成29年度の伐採量は約149万立方メートル、民有林針葉樹の成長量は約179万立方メートルと推計され、成長量が伐採量を上回っている状況にあります。

また、伐採後の造林率は、平成29年度に79%となっております。これらの状況は、近年、同じような水準で推移しておりますことから、当面は、森林資源は維持されるものと考えております。

しかしながら、今後も森林資源を維持していくためには、造林率80%を目標に、確実に進めていく必要があると考えております。

このため、県といたしましては、補助事業等による造林意欲の喚起や、伐採後すぐに植栽する一貫作業の推進、苗木の安定供給等の対策に引き続き取り組みますとともに、成長の早い苗木の導入や、造林作業の機械化などの新たな取り組みにより、造林対策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 国勢調査によりますと、本県の林業就業者数は、平成22年の2,690人から、平成27年には2,222人と、5年間で468人、率にして17%の減少。65歳以上の割合も、その5年間で19%から23%へと増加し、高齢化が進行しております。次の国勢調査は令和2年に実施されますが、林業就業者数はさらに減少し、高齢化もますます進行するものと思われま

す。先ほどの答弁では、森林資源を維持していくため、造林対策を推進するということでしたが、その対策を着実に実行していくためには、減少・高齢化している林業担い手の確保・育成が重要であります。

そこで、林業担い手の確保・育成に、県はどのように取り組んでいるかを、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県の林業担い手の確保・育成対策につきましては、県内外における林業就業相談会の実施や移住相談会の参加に加えまして、林業事業者の福利厚生や労働安全衛生の充実など、就業者にとって働きやすい環境づくりにも取り組んできたところであります。

また、今年度から「みやざき林業大学校」を開講し、林業に必要な知識や技術を有する実践的な人材の育成に取り組んでおり、さらに6月補正予算において、造林・保育に従事する新規就業者の継続雇用や学生等のインターンシップ受け入れなどへの支援事業を創設し、人材の確保・定着を一層図ることとしたところであります。

議員の御指摘のとおり、担い手の確保・育成は極めて重要な課題と考えておりますので、今後とも、これらの取り組みなどを市町村や関係機関とも連携しながら、積極的に推進してまい

りたいと考えております。

○外山 衛議員 よろしく申し上げます。

次に、何度も質問が出ておりますけれども、クルーズ船について伺います。

国は、観光を地方創生の切り札、成長戦略の柱とし、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年には6,000万人を目標とした取り組みを進めており、2018年の訪日外国人旅行者数は3,000万人を超えて、過去最高となっております。

いよいよ来年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、国におきましては、東京オリパラ開催国としての国際的注目度を生かしながら、東京オリパラ後も見据えたプロモーションのさらなる展開を進めております。

そのような国の観光戦略の中において、訪日クルーズ旅客数の増加も、目標達成に向けた大きな柱となっております。外国クルーズ船の寄港は、一度に多くの観光客が来訪し、観光やショッピングなどの消費活動により、地域経済の活性化につながるものであります。

県におきましては、これまでも外国クルーズ船の誘致に積極的に取り組まれており、旺盛なインバウンド需要も相まって、本県の外国クルーズ船の寄港回数は、平成29年に30回と過去最高を記録しましたが、残念ながら、平成30年は9回と大きく減少しております。

そこで、本県へのクルーズ船寄港数が減少した理由について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 議員御指摘のとおり、平成30年の本県のクルーズ船寄港数は減少しており、特に油津港が、平成29年の23回から7回へと大きく減少しております。

その理由といたしましては、油津港は16万ト

ン級の大型クルーズ船が多く寄港しておりましたが、他県の港湾整備により、受け入れ可能な港がふえるなど、国内外の寄港地との競争が激化したことが挙げられます。

また、訪日クルーズの最大の市場である中国におきまして、販売価格が安い、4泊から5泊程度の短期クルーズ商品が増加したことで、日本での寄港が1～2カ所となり、ファーストポートでない油津港は、寄港地として選択されにくい状況になったことも理由の一つであると考えております。

○外山 衛議員 今後、クルーズ船をふやしていくためには、寄港地間の競争激化やファーストポートなどに対応していく必要があると考えますが、さきの6月議会におきまして、油津港のファーストポート化に係る事業費が予算化されるなど、県としても対策に取り組まれております。

そこで、油津港のファーストポート化や今後のクルーズ船誘致の取り組みについて、再度、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 油津港のファーストポート化につきましては、現在、国から求められた体制整備を進めております。

具体的には、先月、国や県、地元自治体等の関係機関による「油津港外国クルーズ船受入連絡会議」を日南市で開催し、感染症発生時の対応方針を確認するなど、地元連絡体制を整えたところであります。

また、港湾衛生業務として実施する、感染症を媒介するネズミや蚊の捕獲・検査につきましては、県衛生環境研究所の調整のもと、捕獲業務は日南市において、検査業務は宮崎大学において、それぞれ実施する準備を進めております。

今後は、できるだけ早く受け入れ体制を整え、地元自治体とも連携し、クルーズ船社に対して、油津港のファーストポート化を周知するとともに、新たなクルーズ商品の造成を働きかけるなど、積極的に誘致に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 改めて、きちんと体制が整えば、油津港がファーストポートとして認められるものと理解をいたしました。

次に、県内中小企業の事業承継対策について伺います。

民間調査会社の調査によりますと、県内事業所の休廃業・解散件数は、平成30年で303件ありますが、そのうち70歳以上の方々が約4割を占めております。経営者が高齢化する中で、後継者がいないことを理由に、やむを得ず事業継続を断念する企業もあるものと思われま

す。現在、いわゆる団塊の世代の方が70代となっているため、経営者の高齢化による休廃業・解散は、今後も増加をしていくとの見通しもあります。

これまで企業が培ってきた技術や未来へ残すべき事業、経営資源が次の世代に引き継げないとなりますと、本県地域経済の持続的な成長や雇用などにおいて、多大な影響があると考えております。

こうしたことから、事業承継対策が重要であると考えますが、県としてどのように取り組んでいるかを、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では昨年4月に、県内9市、商工団体、金融機関等から成る「事業承継ネットワーク」を立ち上げ、親族内承継、従業員承継、第三者承継といった、個々の企業の事情に応じた支援を行っております。

また、今年度からは、ネットワークの構成を全市町村に拡大するなど、支援体制の充実を図るとともに、商工団体と連携した企業向け個別相談会等にも取り組んでいるところであります。

さらに、法人に加え、今年度から個人事業者にも対象が拡大された、相続税や贈与税の納税猶予措置について、普及啓発等を行っているところであります。

国においては、今後10年程度を集中支援期間として、円滑な事業承継を促す施策を講じておりますことから、県としましても、この機を逸することなく、関係機関と連携・協力しながら、積極的な支援に努めてまいります。

○外山 衛議員 次に、人手不足対策について伺います。

宮崎労働局によりますと、本県のことし7月の有効求人倍率は1.46倍となっており、49カ月連続で1倍台を維持しております。また、正社員有効求人倍率もおおむね1倍前後で推移するなど、本県の雇用情勢は着実に改善しています。

一方で、労働力人口の減少から、全国的に人手不足が広がっており、企業にとっては、人材確保が重大な経営課題の一つとなっております。

中小企業・小規模事業者が大部分を占めている本県におきましては、人手不足の影響は特に大きいと思われま

すが、さまざまな業種に広がっている人手不足に対して、県ではどのような対策を進めているのかを、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 昨年、県内事業所を対象として実施したアンケートにおきましては、希望する人材が「不足してい

る」、また、「やや不足している」との回答が75%となるなど、人手不足感が広がっております。

このため、県におきましては、6月議会で御承認いただきました、新たな「みやざき産業振興戦略」において、「みやざきで暮らし、みやざきで働く人財の育成・確保」を柱の一つとして位置づけ、重点的に取り組むこととしております。

具体的には、高校生、大学生等の県内就職や県外からのU I Jターンの促進とともに、女性や高齢者、障がい者など、多様な人材が働きやすい職場づくりを推進することにより、県内企業の人材確保を支援してまいりますほか、設備投資や技術革新による省力化の取り組みを支援し、企業の生産性向上を図ってまいります。

このような取り組みにより、労働力人口が減少する中においても、持続的に発展し、地域経済を支える企業の育成に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 次に、働き方改革について伺います。

国は、一人一人の事情に応じた多様な働き方を選択でき、誰もがその能力を思う存分発揮できる一億総活躍社会の実現に向けて、働き方改革を推進しているところであります。

このような中、昨年6月には、働き方改革関連法が成立いたしました。

そこで、国が進めている働き方改革の内容と、それに対する県の認識について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 昨年成立した働き方改革関連法では、「長時間労働の是正」「多様で柔軟な働き方の実現」「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」の3つを柱

として、労働基準法を初めとする関係法令が改正されたところであります。

この改正により、時間外労働の上限規制や、年5日間の年次有給休暇取得の義務づけなどが、今年4月から順次施行されております。さらに、来年4月からは、同一企業内における正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差の禁止についても、順次試行されることとなっております。

本格的な少子高齢・人口減少時代を迎える中で、誰もが安心して働き続けることができる環境を整備することは、将来にわたって活力ある県として発展していくためにも大変重要であると考えておりまして、県といたしましても、ワーク・ライフ・バランスに係る認証制度の運用や企業向け啓発など、働きやすい職場づくりの促進に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 国におきましては、平成29年3月に閣議決定された「働き方改革実行計画」において、企業への賃上げの働きかけについても言及し、「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく」といたしました。

ことし6月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる「骨太の方針2019」においても、「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」とするほか、「中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む」としているところであります。

一方、経済団体からは、「最低賃金の大幅な引き上げにより、中小企業などは大きな影響を受ける」という声も上がっております。

そこで、最低賃金の改定について、その影響

をどう認識されているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 最低賃金制度は、労働者の賃金の安定や労働力の質的向上などを目的に、働く全ての人の賃金の最低額を保障するものであり、各地方最低賃金審議会の答申を受けて、各地の労働局長が決定することとなっております。

最低賃金の引き上げは、労働者の所得を増大させる一方で、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者には、人件費の上昇等により、経営に大きな影響を与えるものと考えております。

県といたしましては、商工団体とも連携しながら、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や、生産性向上に向けた支援等に努めるとともに、全国知事会を通して、国に対し、最低賃金の引き上げとともに、これによって影響を受ける中小企業等への支援の強化を要請しているところであります。

○外山 衛議員 最低賃金の引き上げにつきましては、労働者にとりましてはよい影響を与えたいと思います。

その一方、中小企業・小規模事業者にとりましては、税金はもとより、社会保険料の事業主負担分の増大など、かなりの負担増となることも避けられません。その結果、経営状況の悪化なども懸念をされるところであります。

次に、水産関係について伺います。

まず、カツオ一本釣り漁業の不漁についてであります。

私の地元の県南におきましては、水揚げが全国1位の近海カツオ一本釣り漁業や、全国3位の近海マグロはえ縄漁業など、本県を代表する漁業が営まれております。

しかし、ことしのカツオ一本釣り漁業は、漁

期前半の水揚げが振るわず、5月までの生産金額が、前年同期と比較して約7割に落ち込んでおり、まれに見る不漁と聞いております。

そこでまず、現在の本県カツオ一本釣り漁業の不漁の状況と原因、及び今漁期の見通しに係る県の認識について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 今期の本県カツオ一本釣り漁業の生産額は、6月末まで前年同期の67%と低調に推移し、8月末にはやや回復したものの、前年同期の74%でございます。

不漁の原因は明らかではありませんが、紀伊半島沖で継続している黒潮の大蛇行により、漁場形成が不安定になっていると考えられることや、赤道付近での長期的なカツオの大量漁獲が、日本近海への来遊に影響しているとの指摘もございます。

今後の見通しにつきましては、例年、4月から7月が主漁期でありますことから、大きく回復することは厳しい状況にあると認識いたしております。

このため、本議会において、新たな制度資金としまして、運転資金の借り入れに対する利子補給制度の創設をお願いしているところであり、漁業者の皆様の経営の維持安定に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 本県のカツオ一本釣り漁業では、近年、若い後継者による補助事業を活用した代船建造などが進んでおりますが、今回の不漁により、安定的な乗組員の確保や金融面での心配など、将来の漁業経営に対する不安の声が多く聞かれます。

不漁時には、共済制度により一定程度の減収補填がなされますが、今回のような極端な不漁時には全てはカバーされないため、経営体に

よっては厳しい状況となることが懸念されます。

また、漁協の運営や地域に与える経済的な影響も大きく、今後とも、カツオ一本釣り漁業が安定的に経営を続けていくためには、労働力の確保や金融対策などの総合的な対策が重要であると考えます。

そこで、本県カツオ一本釣り漁業について、将来にわたり本県の核となる漁業として重要と考えるが、知事のお考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県のカツオ一本釣り漁業は、漁船漁業の生産額の3分の1を占めております。24年連続で日本一の漁獲量を誇るとともに、宮崎市の1世帯当たりのカツオ購入量が九州1位であるなど、地域経済はもとより、食文化の面でも地域に根差した重要な産業であります。

この漁業が将来にわたって安定した経営を続けていくことができるよう、近年課題となっております労働力の確保について、新たな外国人材の活用支援を行うとともに、本議会においても、例年になく不漁に対する金融支援策として、新たな制度資金の創設を提案しているところであります。

カツオ一本釣り漁業は、本県漁業及び県南地域におけるシンボルとなる産業でありますので、ことしのような厳しい状況においても、漁業者の皆様が将来を見据えて安心して経営をすることができるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 よろしくお願ひいたします。

次に、宮崎キャビアについてでありますけれども、平成25年11月の発売以来、たびたびメディアに取り上げられるなど、本県の新たな特産品として大きく注目されてきたところであり

ます。

一方で、調べたところ、本県以外の10県で、10経営体がキャビアを生産しており、本県の取り組みに追随して、他県でもキャビアを生産する動きが加速しております。

そこで、まずは本県産キャビアについて、現在の取り組み状況と今後の課題を、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県産キャビアにつきましては、これまでの取り組みによりまして、伊勢志摩サミットでの採用や、ANA国際線ファーストクラスに4年連続して採用されるなど、国内での高品質キャビアとしての評価は高まっていると考えております。

また、本年4月には、加工場が対米HACCPの認定を受けまして、アメリカへの輸出体制も整ったことから、先日、知事がアメリカを訪問し、トップセールスも行ったところでございます。

国内外においては、安価な中国産キャビアの増大などにより、競争が激化している状況がありますが、今後、生産の安定を図るとともに、安全・安心で高品質な本県産キャビアの強みを生かしながら、国内を初め、海外においても販路拡大にしっかりと取り組んでいくことが重要であると考えております。

○外山 衛議員 キャビアにつきましては、キャビアの加工生産のみならず、チョウザメ養殖などの関連産業も含めて、いわばキャビア産業として捉えているところであります。

県内では、現在、18経営体がチョウザメ養殖を営んでおり、私の地元日南市におきましても、4経営体がチョウザメの養殖に携わっております。

本県産キャビアが国内外の市場で勝ち抜いて

いくためには、キャビア産業全体として、しっかりと育成・支援をしていくことが重要と考えます。

そこで、キャビア産業全体に対する育成・支援について、県はどのような取り組みを行っていかれるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（坊菌正恒君） キャビア産業の発展には、チョウザメ稚魚の生産・養殖から、キャビアの製造、販売までの総合的な体制を構築することが重要と考えております。

このため県では、シロチョウザメ等の稚魚の安定供給、キャビアとしての価値が高いロシアチョウザメの量産化の確立、研修会や現地指導などによりまして、養殖業者の経営の安定に向けた支援を行っているところでございます。

さらに、最も市場規模が大きいアメリカへの輸出促進に、今年度より本格的に取り組ますとともに、国内での販路拡大についても、引き続き展示会などへの出展支援を行っているところでございます。

今後とも、キャビア産業が着実に成長していけるよう、関係者一体となってしっかりと取り組んでまいります。

○外山 衛議員 もちろんキャビアも民間企業でありますから、企業の努力が最善だと思いますけれども、よろしく願います。

次に、家畜防疫体制について伺います。

昨年9月に、26年ぶりに岐阜県で豚コレラの発生が確認され、その後、愛知県など中部地域を中心に感染が拡大し、40事例、13万頭を超える豚が殺処分されるなど、大きな被害が発生しております。

今回のウイルスは、過去に国内で確認されたウイルスではなく、新たに海外から持ち込まれたウイルスとされており、このウイルスが何ら

かの形で野生イノシシに感染し、感染した野生イノシシから養豚場にウイルスが運ばれたのではないかと想定されております。

野生イノシシでの感染事例は既に1,000頭を超え、感染地域も拡大しているため、養豚場におけるさらなる感染拡大が危惧される状況であり、経口ワクチンによる対策が講じられているものの、即効性のある対策とはなっていない状況であります。

一方、海外では、口蹄疫や鳥インフルエンザの発生が依然として継続しており、これに加え、昨年8月に、アジアで初めて中国においてアフリカ豚コレラの発生が確認され、その後、ベトナム、ミャンマーなどで感染が急激に拡大しております。

我が国におきましても、発生地域からの旅行者が携行品として持ち込んだソーセージなどの豚肉製品から、アフリカ豚コレラのウイルスが検出されるなど、海外からの家畜伝染病の侵入が危惧される状況にあります。

このように、豚コレラ及びアフリカ豚コレラが続発しておりますが、本県の防疫体制について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 議員御指摘のとおり、現在、国内外で感染力の強い家畜伝染病が継続的に発生しております。このことから、水際防疫、地域防疫、農場防疫、そして迅速な防疫措置の「防疫の4本柱」でございませけれども、これをもって、緊張感を持って取り組んでいるところでございます。

具体的には、家畜防疫員による農場巡回を通じて、野生動物の侵入防止や消毒について指導を徹底するとともに、口蹄疫終息から9年を迎えました先月末には、岐阜県で実際に豚コレラ対策の陣頭指揮をとっております担当課長を招き

まして研修会を開催し、発生させないことの重要性を改めて確認したところでございます。

また、宮崎空港では、動物検疫所と連携した啓発キャンペーンに加え、要望しておりました、検疫探知犬による検疫活動も開始されたところでございます。さらに、県内の外国人労働者等に対しましても、畜産物の持ち込み禁止の周知を進めております。

県といたしましては、飼養衛生管理基準やアフリカ豚コレラの防疫指針の改正も踏まえ、引き続き、家畜伝染病を発生させないよう、しっかりと取り組んでまいります。

○外山 衛議員 よろしくお願ひします。

次に、カンショの生産対策について伺います。

本県は、全国有数のカンショの生産県であり、食用カンショは、農畜水産物の輸出拡大に向けた重要品目、原料用カンショは、出荷量日本一の焼酎の原料として本県の農業振興を支え、地域経済にも大きく寄与しております。

近年は、高齢化や担い手の減少などにより、大変厳しい環境に直面している状況ではありますが、カンショ産地を支える関係者が一丸となって、生産の維持・発展に努められている状況であります。

このような中、昨年度、本県の食用カンショを中心に、カンショ茎・根腐敗症が発生。中でも、本県で初めて発生しました「サツマイモ基腐病」につきましては、生産量の減少など、発生地域に深刻な影響を及ぼしておりますが、未然防止のための確実な対策が確立されておらず、生産者からは、産地の将来に対する不安の声が上がっていると聞いております。

そこで、サツマイモ基腐病の本年の発生状況と対策の取り組み状況について、農政水産部長

に伺います。

○農政水産部長（坊蘭正恒君） 本年のサツマイモ基腐病の発生につきましては、南那珂地域において、6月以降、昨年秋に被害のあった圃場を中心に発生し、今後の拡大が懸念されているところでございます。

この基腐病の対策につきましては、感染した株の速やかな除去や収穫後の残渣処理等をしっかり行うことが重要であり、関係市町村やJA、酒造組合と連携し、これ以上発生が拡大しないよう、生産者に改めて周知徹底を図っているところでございます。

また、防除技術につきましては、健全な苗の使用など基本技術の現地実証に取り組むとともに、国の研究機関等とも連携しながら、発生原因の究明や農薬の新規登録に必要な試験等にも取り組んでいるところでございます。

これらの現地実証や研究で得られた知見をもとに、効果の高い防除対策をマニュアル化するなど、引き続き地域一体となった取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 拡大しないことを祈りたいと思います。

次に、県総合運動公園における津波避難施設整備について伺います。

県では、総合運動公園に津波避難施設を整備する当初予算を、今年度計上したところであります。当初の整備計画は、避難デッキを4カ所、盛り土高台を1カ所整備することになっております。

しかしながら、津波避難施設の中で、民有保安林に整備する予定の盛り土高台につきましては、現段階におきましても、土地の所有者である3つの地元自治会の同意が得られていない状況と聞いております。

そこで、民有保安林における盛り土高台の整備について、これまでの経緯と現在の状況を、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 盛り土高台につきましては、昨年10月に地元の3つの自治会の代表者の方々に、運動公園全体の津波避難施設について説明を行う中で、具体的な整備場所として民有保安林内に計画することを説明し、一定の御理解が得られたとの認識のもと、本年2月に当初予算として計上したところであります。

その後、3月から7月までの計6回、3つの自治会の代表者や地元の方々に対しまして説明を行い、避難施設の必要性は御理解いただいたものの、これまで地元の方々が大切に育ててこられた松に対する思いが強く、民有保安林内に整備してほしくないとの御意見が次第に強くなってまいりました。

その上で、本年7月末には3つの自治会の総意として、盛り土高台の整備場所の変更について御要望をいただいたところであり、このまま事業を進めることが困難な状況となっております。

○外山 衛議員 津波避難施設におきましては、スポーツランドみやざきのさらなる発展を図る上でも極めて重要な施設であると考えます。

来年度までの2カ年間で巨額の公費を投入する事業であることから、しっかりと用地確保などの見通しを立てた上で事業化をしなければならぬものと考えます。

ことしの2月議会におきまして、議会としても、当然このような認識で審議に臨み、この予算を認めたものであります。

しかしながら、現在の状況を見ますと、十分

な見通しのないまま予算を議会に上程したと言わざるを得ず、予算や議会の審議を軽んじているのではないかとさえ思わざるを得ません。

そこで、県総合運動公園の盛り土高台について、このような事態に至ったことをどのように考えているかを、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 民有保安林に計画をしております盛り土高台につきましては、先ほど答弁がありましたとおり、当初の予定どおりの事業を進めることが困難となっております、私としましても、地元の皆様の松に対する思いを受けとめ、整備計画については見直したいと考えております。

このような見直しの事態となりましたのは、予算の計上に当たり、早い段階から地元自治会の総意をしっかりと把握できなかったことが原因であり、大いに反省すべきものと考えております。

また、これまで議会に御説明してまいりました整備計画を変更する必要が生じたことについては、重く受けとめておりまして、その責任を強く感じているところであります。

今後とも、県議会への対応はもちろんこと、県民の皆様との対話を大切にしながら、適切に事業の推進に努めてまいります。

○外山 衛議員 津波避難施設につきましては、利用者の安全を確保する観点から、できるだけ早急に整備する必要があります。

また、多額の経費が必要となることから、令和2年度までに手続が必要とされている有利な交付税措置のある「緊急防災・減災事業債」を活用しなければならないところであります。

よって、今後、早期に整備を図るために、どのように計画を変更し、事業を進めていかれるのか、知事に伺います。

